

## 令和元年 第2回 東彼杵町議会定例会会議録

令和元年第2回東彼杵町議会定例会は、令和元年6月18日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	浦 富男 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	立山 裕次 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	( 不 在 )	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
会 計 管 理 者	森 隆志 君	教 育 次 長	岡木 徳人 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議席の一部変更
日程第 2	一般質問
日程第 3	議案第34号 東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第37号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第38号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	議案第39号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	議案第42号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第43号 東彼杵町副町長の選任について
日程第 9	発議第7号 議会改革特別委員会設置に関する決議

- 日程第 10 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件  
日程第 11 議員派遣の件

6 閉会

## 開 会（午前 9 時 33 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。定刻を過ぎましたけれども、まず、傍聴者の皆様にご注意をしておきます。傍聴される方は静粛にお願いします。また、傍聴についての心得を掲示しておりますので、それをよく読んでいただきたいと思います。また、スマホによる写真撮影、録画は厳禁となっておりますので、ご了解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議事に入ります前に、町長から 6 月 11 日の本会議での中での事実確認についての申し出がありましたので、許可をいたします。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

6 月 11 日に森議員さんから職員に確認の話がありましたので、その時に森会計課長が答えておりませんでしたので、今日、ここで答弁をさせます。よろしくお願ひします。会計課長。

### ○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり会計課長。

### ○会計管理者（森隆志君）

先ほど、町長から発言がありましたように、森議員からと言われましたが、橋村議員さんからあったことに対して、私の見解を報告いたします。なお、先般 6 月 11 日火曜日、本会議の冒頭の中で、動議案件が審議されました。その中で、橋村議員の発言の中で、前総務課長は胸倉をつかまれたというような話を聞いたが、それは事実なのかというご指摘がございました。当事者として、その真意を伝えられないままでありましたので、この場をお借りしまして報告させていただきます。結論から申し上げますと、そのような胸倉をつかまれたような事実は全くありません。森議員からは、口頭による指導、助言を受けたのみでございます。ちょうど 3 年前の平成 28 年 6 月 17 日の本会議の終わった後のこととございました。間違った内容が伝えられたままでは困りますので、この場をお借りして報告させていただきます。以上です。

### ○議長（吉永秀俊君）

以上で終わります。

## 日程第 1 議席の一部変更

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、日程第 1、議席の一部変更を行います。会議規則第 3 条の規定により、議長は必要があると認めるときには議席を変更できるようになっております。今回の議席の変更は、2 番席に立山裕次君、8 番席に浦富男君としたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議席の変更については、以上のとおり変更することに決定し

ました。

それでは、議席の移動のため暫時休憩します。

**暫時休憩（午前 9 時 37 分）**

**再 開（午前 9 時 38 分）**

## 日程第 2 一般質問

### ○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明解にお願いします。順番に発言を許します。はじめに 5 番議員、大石俊郎君の発言を許します。

### ○5 番（大石俊郎君）

おはようございます。まず最初に、令和の幕開けとともに、町長に就任されました岡田新町長のご就任を心からお喜び申し上げます。そして令和元年最初の一般質問をトップバッターとして質問できることを、光栄に思っております。

今回は通告をしておりました 3 点について質問をいたします。

1. 前町長が実施されていた事業の継続、見直し及び廃止についてでございます。今回は 4 項目にしぼって町長の考え方について伺います。

(1) 国際交流事業について。国際感覚を身につけさせることを目的として、町内の小中学生 8 名及び教育長以下 4 名を平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 回、延べ約 1300 万円程度の町税を投入して、オランダやシンガポールに派遣をしている事業であります。昨年度の事業においては、議会は賛成 5、反対 5 で議長裁決により成立した微妙な事業でもありました。一部児童生徒のため、税金を使うべきでない。また、1 週間程度の派遣で国際感覚が身につくのか。更に、毎回参加しておられる教育長だけが国際感覚を身につけているのでは、といったさまざまな町民の厳しい声も多く聞かれております。今後も、この国際交流事業を踏襲されるのかどうか、この点を伺います。

(2) 東彼杵町集落点検事業について。この事業は、約 790 万円の町税を投入して実施された T 型集落点検を引き継ぐ事業であり、役場職員総力をもって多くの時間を費やし、かつ町民の行動を伴うアンケート調査を実施されました。また、その集計作業も課業時間内外を問わず実施されている事業であります。中間報告書も 3 月の区長会で配布されていると聞いております。3 月の定例会において、担当課長は 5 月以降 34 地区において検討会を順次実施していくと答弁されておりました。この集落点検事業についても多くの町民の方々は、その目的と費用対効果を疑問視しております。今後、この集落点検事業を引き続き踏襲されていかれるのかどうか、その点を伺います。

(3) 東彼杵ロードレース大会について。平成 26 年度以降 5 回にわたって実施されている事業であります。交流人口の増加に一定の成果を収めているものの、町への経済的効果や人口増加等への寄与について、明確かつ詳細な分析が実施されているとは聞いておりません。この事業においても相当額の町税が投入されており、費用対効果も含めて見直すべき事業ではないかと捉えております。

町長の見解を伺います。

(4) 町政施行 60 周年記念事業について。前町長は、今年度町政施行 60 周年を迎えるにあたり、記念誌の発行及び大々的な記念行事を約 687 万円の予算金額をもって計画をしておられました。それらの計画について予算金額軽減を前提とした大々的な見直しをされる考えはないのかどうか。特に次の 2 点について町長の見解を伺います。ア、記念誌の配布先、発行部数 3,000 部と印刷部数金額の関連はどのように考えておられるのか。イ、記念行事の規模の変更はあるのか。あるとすればどのように考えておられるのか。当初の計画と変更される規模の考え方について伺います。

2. 教育長の 3 月定例会における答弁（懲戒処分事案）と今後の進退について。

(1) 今年 2 月 1 日に懲戒処分された職員の 6 か月の停職事案について、ア、懲戒分限処分審査会を今年の 1 月 31 日に実施したということですが、その時の構成員は、教育長、総務課長、そして別の課長で実施したと 3 月の定例会で答弁しておられました。その別の課長とは、どなたが実施をされたのか。イ、教育長は、処分にあたり病気休暇、休職、欠勤、そして今回の懲戒処分と順次段階を踏んで処置をしておりますと 3 月の定例会で答弁しておられました。そこで、次の 4 点について伺います。

① 病気休暇は何月何日から何月何日まで付与されたのか。② 休職の期間は何月何日から何月何日まで付与されたのか。③ 欠勤の期間は何月何日から何月何日までだったのか。④ 今回の懲戒処分の根拠とした法令と適用した条項について説明を求めます。

(2) 今回の統一地方選挙により、岡田新町長が就任されました。教育長は、前町長により教育長に指名され、議会によって承認されたものであります。自らの進退、すなわち任期まで教育長の職務を続けられるのか、近々辞職をされるのか。その点をお伺いします。

3. 町営バスの運行、特に路線経路及び通過予定時刻表の見直しについてであります。(1) 路線経路の見直しについて、町民の一部の方、駄地地区の方から希望の声が上がっております。路線経路の見直しについて、検討されるお考えはないかどうか。その点をお伺いします。(2) 通過予定時刻表の見直しについても、町民の一部の方から検討の要望の声があります。一例を挙げますと、佐世保方面行き彼杵駅到着予想時刻、午後 6 時 21 分の列車があります。川棚方面行きの町営バスは彼杵駅発午後 6 時 21 分となっています。このバスを利用したいと思っておられる高校生や住民の方はこの町営バスに間に合わず保護者の方が迎えに来ておられる状況であります。このような事例は他にもあるかと思われまます。検討されるお考えはないかどうか。その点をお伺いします。以上で登壇の質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大石議員の質問にお答えします。国際交流事業は私の考えで実施を中止したいと思えます。議会の時にも申し上げておりましたが、少人数にこれだけの金額を投資するのはいかなものかと、全体的なお金の使い道を考えておまして、今まで国際交流事業の目的は、海外に派遣して、異文化体験を通して町民の国際的視野を広め、国際感覚を身につけた人材を育成するということでしたけれども、小中学生 8 名、職員等が 8 名、引率諸々等含め今まで 41 名海外に派遣しておりますが、第 1 回がオランダ、2 回もオランダ、3 回目がシンガポールに派遣しております。先ほど 1300 万円

とおっしゃられましたが、そのうち 92 万 5000 円くらいは県から補助をいただいておりますが、町の単独支出が 940 万円くらいですが、県のお金も税金です。これはおっしゃるとおりだと考えております。今後はそういう形でもっと広く、例えば修学旅行に均等に補助をすとか、私が議会の時に申し上げておりましたように、佐世保の基地の関係者の家族の方との交流でも国際感覚が身につけるんじゃないかと。やはり国際感覚を身につけるなら 1 か月 2 か月ホームステイをしないと、なかなか 5 日間行ってもその内飛行機泊が 2 泊くらいですから難しいと思います。もう 1 点は選抜をする時、皆さん準備をされますね、例えばキャリーバッグとか洋服の準備をするためにはかなりお金が要るので、もともとその線に並べない家庭もあられると私は聞きましたものですから、かなりこの辺が不平等になっているんじゃないかと思うので、先ほど申しましたように私は廃止をいたします。

次に集落点検ですが、これも区長会で報告しましたが、現時点で取り止めます。今までの経過につきましては希望がある地域だけ報告をしまいであります。と言いますのは、平成 27 年度に 340 万円、28 年度に 450 万円の巨費を投入しましたが、私も議会にいる時、報告書が納得できるものではありませんでした。各職員にも負担がかかっております。時間外は約 70 万円とこの前報告がありましたが、勤務時間内にもその作業を続けて集計等をしている職員がいます。実際このアンケートを取るのがどうだったのかというのもありますし、私は財政厳しい折ですから中止をさせていただきます。

ロードレースですが、第 5 回で今までのやり方は止めまして、お茶が連続日本一を 2 回取っておりますので、このお茶のブランドを活かすためにはお金がかかっても何らかの方策を続けたい。やり方として今テント代等の経費がかかっておりますので、方法を教育委員会と共に考えてまいりたいと思います。

町政 60 周年記念事業ですが、議会と区長会にも報告しましたが、記念式典は中止します。お金をかけることが余裕がございません。それよりも実務的なお金を投入していかせていただきたい。記念誌につきましても、前回全戸配布しましたが、この全戸配布は中止します。議会、民生委員、区長、各地区公民館に保管するのは配布しますが、部数がかなり減少します。前は 3,000 部位予定されておりました。事業費が 612 万 4000 円計上していましたが、500 部くらいにしましても 300 万円くらいの製作費になるんです。なぜかという、版を作るのにお金がかかりまして、部数を縮小しても金額的に厳しいのですが、今使う金が足りません。はっきり言いまして浄化槽の補助が削られまして、昨日も県庁で知事に陳情要望しましたが、今までどおり上乘せを続けていくためには、どうしても町費、単費にお金がかかるものですから、そういうものにお金を投入させていただきたいと思っています。区長さん方の申し入れも、まだ 10 億円以上も道路とか水路とか積み残しがあります。そういうのも少しずつ、記念式典は長崎県もそうですが、150 周年の県政施行もされません。東彼杵町はイベントにお金をかけすぎたんじゃないかと思っています。少しずつ縮小させていきたいと思っています。しかしながら使わなければならないお金はそこに投入をしなければならぬので、基金を取り崩してもやりたいと思っています。ふるさと納税の方でお金が少し増えていますので使わせていただきたいと思っています。

記念行事も、当初は 60 周年記念、各町他の町から招待して式典をする計画でしたけれども、これもいたしません。実施するのは記念誌の発行のみに替えさせていただきたいと思っています。

次に町営バスの件ですが、区長会で申し出がありました。駄地地区もそうですが、浦地区もありました。後ほど詳しいことは総務課長に答弁させますけど、公共交通会議を開かないとなかなか変更ができません。それがすぐに承認できるかどうか分かりませんので、今後検討をさせていただきたいと思っています。

以上で登壇しての回答を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

大石議員の質問に対しましてお答え申し上げます。まず最初に、今年の2月1日に懲戒処分された職員の6か月停職事案についてということでございますが、この件についてはちょっとご説明申し上げたいと思います。まず町の公開条例に法りまして新聞等に公表したものでございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

私が質問したことだけで結構です。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

わかりました。では質問のみに対してお答えしたいと思います。その別の課長とはどなたが実施をされたのかということですが、現会計課長、前総務課長です。町職員懲戒分限審査委員会第3条の中に、委員は次の各号に掲げる者をもって構成するとありまして、副町長、教育長、総務課長、そして課長級以上の職員で町長が任命する者1名となっております。病気休暇ですが、何月何日からということですが、平成29年9月4日から同年10月3日まで30日間、平成29年10月13日から12月11日まで60日間、計90日間病気休暇をとっております。休職の期間はありません。3番目に、欠勤の期間は平成30年11月16日金曜日から平成31年1月31日まで計48日間です。今回の懲戒処分の根拠とした法令と適用した条項などにつきましては、地方公務員法第29条第1項第2号の規定、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことです。2番目に人事院の事務総長発の懲戒処分の指針というのがあります。これに正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員というふなこと、3番目に町の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条です。

今回の統一地方選挙によりということ、私自らの進退についてどのように考えておられるのかという質問です。任期途中でまだやり残したこともたくさんありますので、また任期3年間と定めた法令等に違反しないように対処するためにも是非任期いっぱい務めさせていただきたいと考えております。よって辞職はいたしません。

以上で登壇しての答弁を終わらせていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

町営バスの運行につきましては、平成 16 年の 4 月からそれまでの民間の乗り合いバス路線の赤字等を踏まえて町営バスとして実施をしてきておりますが、21 年度に 56,507 人のバス利用者がありました。全路線で利用者が減少しております。現在 37,550 人と 66%に減少しております。便によっては 1 人も乗車しない時もあるということで、実際の公共の交通事情はどうか、乗車が見込めるようならば見直しを行いたい。特に希望があつて居る地区もあるので、試行等も踏まえて検討していきたいと考えておりますが、路線バスのバス会社、タクシー会社も含めた公共交通会議が必要になるので、これについて少し時間を要しておりますが、実施していく方向でございます。時間についても見直しをしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

まず最初に、町長に対する前町長が実施された事業の計画見直し、廃止について質問をさせていただきます。

第 1 点、国際交流事業についてです。町長も答弁しておられましたけど、国際感覚を小さい頃から身につけさせることは重要なことです。佐世保市に住んでおられる米国人の子ども達との交流を所信表明で述べておられましたが、全く同感です。この事業を廃止したことによって浮いた予算を、先ほど修学旅行の補助等に使っていききたいと述べておられました。他にも給食費の一部助成とか、あるいは児童生徒の教育環境整備等に充当すべきものと思っております。この点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

余ったお金をすぐに教育関係から教育関係とはいきませんが、私が選挙のときに申し上げておりましたが、給食費も JA の組合長とも話しておりますが、今、予算で原材料費に、給食に特別に 40 万円補助をしていますが、地産地消も兼ねまして、例えば苺とか肉用牛とかの材料で援助させていただきたいと思っております。全額給食費補助と考えておりましたが、約 4000 万円かかるんです。今のところ余裕がないので、予算を見ながら教育もそうです、子育てもそうですが、節約できるお金は節約して、収入が少なければ家庭もそうですが、支出するお金は考えていかなければ危なくなると思うので、この辺はご了解をいただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町長の考え方は分かりました。次に東彼杵町集落点検事業については踏襲をしないと、区長会を通じて説明も終わったと答弁しておられましたので私も了解しました。

3 番目の東彼杵町ロードレース大会については見直しをするということでしたが、ちょっと質問

させてください。1回の開催あたりどの程度の費用を投入しておられましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ロードレース大会の過去5回の実績によりますと、第1回目が総経費676万7676円、第2回が約570万円、第3回も約570万円、第4回が約590万円、昨年第5回が約580万円になっております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、教育長から細部にわたって説明してもらいましたが、5回を平均すると1回あたり500万円程度の費用となっております。事業経費を大幅に削減する方策を検討される考えがあるかどうか町長にお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このお金の使い道は、地元の企業でできれば良かったのかなと思いましたが、ほとんど他所の地区の会社でした。はっきり言わせて TENT。私はいかがなものかと考えまして、今後お茶畑ロードレースというお茶をネーミングしたもので、全国で日本一を2回獲っておりますので、そこを生かしてですね。TENT代とかボランティアの人にも早朝から長時間労働を強いられたり、TENTを設営して接待をしていただいた地区の方にも少し無理をかけていたと意見を聞きますので、そこら辺考えなおして金額も500万円、600万円とありますけれども見直して、全額は節約できないと思いますが、少し減らせていただいて、何らかの方法で走るのが好きな人もいらっしゃるし、他所から来ていただいてこの町も宣伝しないといけないだろうし、何らかの方法を考えていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

経費を削減して方法を考えていきたいという町長の答弁ですが、TENTと仮設トイレのレンタル料で大体165万円かかっているんです。このレンタルTENT代や仮設トイレをなくしてしまえば、かなり大幅な経費削減になります。これは私の一案ですが、例えば近くにある陸上自衛隊の庁舎を出発点にすれば、庁舎には立派なコンクリートの建物、水洗トイレがあります。庁舎の中で着替えをすることが可能であれば、陸上自衛隊の協力を得なければなりません、丁度お茶畑も展開してあります。広い駐車場もたくさんあります。そういったことも踏まえて是非検討していただきたい

と思いますが、この提言検討されるかどうか、町長の答弁をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は上の方ではなく、駅伝もコースを変えたこともあり、グラウンドを利用して試走をしています。県のグラウンドもありますし、耐久レース等も含めて、下の集落のところでした方が応援も多くなると思います。お茶は冠だけ残して、道の駅とかに集客できればと思います。今のところまだ費用対効果が見えておりませんので、お茶の冠は残しつつ、家が密集しているところで大会が開けないか、今後教育委員会と話を詰めさせてもらいたいと思います。申し訳ないんですが、先ほど大石議員がおっしゃった上のほうでは私は一切考えておりません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長の考え方はよく分かりました。次の（4）項の町政施行60周年記念事業については、町長は記念式典は中止をする、記念誌については全戸配布を中止をして、各区とか一部に配布をするということでありました。大きな経費節減はできませんが、約300万円程度縮減になったのかなと思います。いずれにしても町民運動会も中止と町長が言っておられました。町長がよく使っておられる言葉、選択と集中。このことによって町長の公約は着実に実行され、町民の方々が望まれているまちづくりが今後進展していくことを期待しています。

次の質問に行きます。大きな2番目の教育長の3月定例会における答弁と懲戒処分事案です。今後の進退についてです。病気休暇はトータルで90日間取れますが、90日間全て使い果たされたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

90日間全て使い果たしています。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

病気休暇は90日間取れた後、通常であればその後休職に入ることになりますよね。先ほど休職については全然使ってないと答弁されましたが、3年間の休職を取らせなかった理由はあったのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

当該職員の処分にあたりましては、病気休暇90日取りました後に分限処分としまして、休職3年間を取ることができるという話もいたしました。可能な限り本人に有利になるように順次段階を踏んで、病気休暇、休職の方向で処置できればと考えていたところです。病気休職は分限処分であ

り、心身の故障のために長期の休養を要する場合に職を保有しつつ、一定期間職務に従事させない処分であります。この分限処分のためには必要な診断書が、各お医者さん毎に計2通必要でございます。この2通の診断書の提出を再三に渡って要請をしまいましたが、受診命令も下しましたが全く連絡もつかず、訪問しても会うことができず、手紙を出しても返信なしで、どうしても本人と面会することができませんでした。結局、昨年11月16日から48日間正当な理由もなく無断欠勤が続いておりました。無断欠勤の間にも電話やメール等で連絡を取りましたが、応答がなく自宅を訪問しても応対がない状況でした。このような中、人事院事務総長発懲戒処分の指針については、正当な理由もなく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職または停職とすると記されていることを知りました。したがって、48日間に渡って正当な理由もなく欠勤を続けている本件においては、分限処分というよりも、むしろ職場放棄ですので、免職または停職の懲戒処分が可能。つまり懲戒処分は、職員の一定義務違反に対する処分ですので、これは分限処分休職ではなく懲戒処分にするのが妥当ではないかという意見が多数寄せられました。分限処分としての心身の故障のため長期の休養を要する病気休職処分はできないとの判断から、職務上の義務違反及び職務怠慢として、無断欠勤を理由とする懲戒処分が妥当と判断したところです。よって、この後の休職3年間の休職処分はなかったということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

病気休暇を90日間とった後、欠勤が48日間続いてしまった。この処分については、人事院の指針によると免職か停職かという処分は私も承知しております。欠勤が48日間続いた、連絡も取れなかったということで無断欠勤。私は、欠勤している職員と何ら接触する努力を教育長として取られたのかどうか。その点をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

11月16日から教育委員会の職員は交代で、私も週に2回くらいは朝昼夜と車があるから家にいるかなとチャイムを鳴らしたり、呼びかけりてみたり、次長も係長も毎日のように繰り返し訪問しております。ご両親に連絡をしてこっちに来ていただいて、アパートを訪問してもらって、その後の経過を教えてもらったり実施しました。1回はご両親と一緒に病気休暇の時に本人に会うことができましたが、その後はご両親とも本人と会うこともなく、どこかに行ってしまったということです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

なかなかこの職員の方の指導は、病気であった、その後欠勤扱いをされた。ご両親も来たけど会えなかったと。教育長も次長も係長も夜遅くまで職員のアパートに行かれた努力には多とします。しかし、会わなかったら何にもならないわけですよ。会ってこそその人の健康状態とか生活ぶりが掌握できるわけですよ。それを経ないで欠勤扱いにされてしまったのは非常に残念だと言わざる

を得ません。その職員の方は今現在どこで生活されているんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

面会ができませんのでなんとも言えないところですが、推測ですが、アパートか若しくは実家に帰っておられるかと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町内におられるんじゃないかなという教育長の答弁ですが、本人と連絡を取る努力はしておられるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

ほぼ毎日のように訪問をいたしております。チャイムを鳴らしたりしてますが応答がないということで、今度また別の方策ということでご両親にもう一度お会いして、その後の経過と7月一杯で休職が終わりますので早めに対応していきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

7月いっぱいと言っても本日は6月18日ですよ、まだ1か月以上あると。何となく町内のアパートにいるんじゃないかと、しかし連絡は取れないということは非常に職員の管理として不適切じゃないかなと思っているわけです。直近でその職員と会われた職員の方はいつ会われたんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育次長。

○議長（吉永秀俊君）

教育長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

本人とお会いしたのは無断欠勤になる前です。30年11月初めくらいに何回か会っております。それ以降、先ほど教育長が答弁しましたように連絡なく欠勤という状況が続きまして、再三訪問あるいは電話をかけましたけれども応答ができず、面会もできなかったという状況です。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

いずれにしても病気で停職中の職員でも町の大事な職員なので、1日でも早く停職が終わった後にいい状態で8月から復帰させるためには、教育長以下の並々ならぬ職員に対する愛情がないと相

手の職員には通じないと思います。もちろん、今、毎日行っているということですので、その辺はありがたいというふうに言わせてください。教育長はこの職員を処分した時に懲戒分限処分審査委員会のメンバー要員に当初から入っておられましたが、役場の職員の中には他にもおられるのに、なぜ自ら当初から入られたのか理由がもしあられたら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

職員懲戒分限処分審査委員会設置要綱が新しくできまして、その前に前町長から教育長も入って意見を聞かせてくれということで、この審査委員会設置要綱が制定される前に依頼を受けたと記憶しております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

規模は違うんですが、県の教育委員会はどうしていますかと6月7日に問い合わせたら、県の担当者はそのようなやり方はしていない、問題点がありますよという回答でした。懲戒権者がいきなり懲戒処分審査会に入るというやり方はしてなくて、それぞれいろんな部があって、部の中で処分をどうするか意見を出して、それを受けて県の教育長と教育委員の方が一緒になってその処分を決めるというやり方だそうです。町と県のやり方は違うかも分かりませんが、最初から懲戒処分権者が入ると他の委員さんに予断を与えることになってしまうので、懲戒権者は一番後にやるべきじゃないかなと思います。もし町職員に不祥事案が発生した場合、町長にお尋ねしますが、町長がそういう状態に入った時には、町長自ら懲戒分限処分審査会に最初から名前を入れられるか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私がもし諮問をするなら懲戒委員会に入りません。最高権者がそこにいたら、予断を与えてそっちに流れてしまう。最後に決断するのが最高責任者ですから、懲戒処分委員会にまかせまして、後で私が判断をする方向でいきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

私は今の町長の答弁に安心をいたしました。県も他市町村も教育長のようなやり方はとっていませんでした。教育長の今の答弁に大いなる疑問を感じております。このように懲戒処分のやり方、国際交流事業のやり方考え方をとって町長と教育長の考え方に大きく乖離しているんじゃないかと思います。次の質問にも関連しますが、今後町の教育行政に大きな危惧を持たざるを得ないということを申し述べて次の質問にまいります。

教育長の自らの進退、引き続き教育長の職を全うしていかれるのかという質問でしたが、引き続き任期満了まで3年間教育長の職を全うしていきたいという答弁でしたが、教育長はいつからされ

ておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

教育長を拝命したのは平成27年10月2日です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

東彼杵町に来られる前は、何をどこでしておられましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

文科省の派遣で台湾の日本人学校に行っておりました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

いつからいつまで日本人学校長をしておられましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

平成26年4月1日から平成27年10月1日までです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

着任されてから1年と6か月か7か月ですね。あまり経過してないですね。どのような経緯で東彼杵町に来られたんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

台湾の日本人学校に行く前は千綿小学校の校長をしておりまして、いろいろと楽しい取組み、実践などをしてきたところでした。そういうなかで、日本人学校に行っている時に、今度東彼杵町の教育長をしてくれないかと前町長の指名がありまして、それを文科省と協議をしてこちらに帰ってくることになりました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

日本人学校の校長としては、任期を終えられてから来られたのですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

日本人学校の職員としては2年間の予定で、場合によっては3年間の予定でしたが、それを早めに終わらせて帰ってきました。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

任期途中で辞められて、文科省と何も問題点は発生しなかったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

円満解決をしました。ただ文科省から、台湾からこちらに帰ってくるときには文科省に寄って、事情等について詳しく説明してほしいと。その結果、了解しましたということで認可をいただいたところです。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

円満解決、私が聞いたのとちょっと違うような気がしてますけど、まあいいです。ところで今、加瀬川教育長の任命権者はどなたですか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

町長でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

就任された当時は渡邊前町長でした。加瀬川教育長の任命権者の渡邊前町長は今退任されております。だとすれば、自ずとその進退について考えるのが普通なのではありませんか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

町長が代わられたということで、今ここで自らの進退についてどうして問われるのかよく分かりません。任命権者である町長が代われれば教育長も代わるから辞表を出すように何度か言われましたが、それは法律的に解釈が間違っております。辞任せねばならないという法的根拠もありませんし、それを強要するのは法令的にも違反しております。法令的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で教育長の任期は3年と定められているわけです。計画性継続性をもって一定の仕事を全うするためには3年は必要と考えられることから3年となったものです。町長が代わるたびに教育長も交代させられては、教育行政の計画性継続性は維持できないからです。もうひとつの理

由は前町長の指名ではありますが、町長1人が任命権者ではないと考えています。良識の府である議会でも同意承認をいただいているということです。教育長は、教育行政に識見を有する者であると同時に政治的にも中立でなければなりません。町長の指名のみで教育長になっていたのでは人格や政治的中立性が確保できない可能性もあることなどから、議会の同意承認を必要とするとなったわけです。それほどに議会の同意承認は重い判断になると思います。私は昨年9月議会でも2期目の承認同意をいただいているわけです。議員のメンバーも代わったとおっしゃる方もおられますが、昨年9月議会での2期目の承認同意は無効でもなく、まだ生き続けているものと考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長にお尋ねします。前町長から加瀬川教育長に引き続き教育長の職をやらせていただきたいといったような申し送り事項はあったのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2人で話したことを公の場で話すことはできません。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

お答えできないということですが、選挙期間中、任命権者として副町長を置き、教育長を新たに任命するような考えを町民の方に訴えてこられたと聞いておりますが違いますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに私は任命権者が代われれば今までも皆さん辞表を出されて、辞められたり新しく継続をしたりされます。これは法的ではなくて通常の関係と言いますか、他所の町もそうですが私も調べましたけど、4年間任期がある内に2年で辞められた教育長もいらっしゃいます。それは町長が代わったからです。なぜかといえば、町長が任命するようになったのは法律が変わって、今まで教育委員の互選でしたけど町長が直接指名できるようになりました。法律が変わりまして。だから私は、選挙の時も新しく私が代われれば、当然前に指名された方は辞表を出していただけるんじゃないかと思って、副町長も教育長も新しい体制でスタートしたいということで選挙公約をしてきたことは事実です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

町長の考えは分かりました。教育長にお尋ねします。教育長の職を任期終了まで全うすることを希望されていましたが、常識についてお伺いします。この質問は教育長の進退に関わる問題です。

給与についてお尋ねします、前町長は 50%カット、前の副町長や教育長も 40%カットされておりました。我々議員も平成 27 年から 10%カットしております。この度町長や副町長も 20%カットされる条例案を本日提出されております。教育長のカットは今までどうなっておられましたか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

私はお金のために働いてはおりません。だから町長にも、私も同様にカットしていただけませんかということ一度お話したことがあります。半分だろうが 3 分の 1 だろうが、それで結構ですと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

質問の答えになっていないです。今のカットはどうなっているのかという質問ですよ。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

現在のところカットは行われていません。前町長にも相談をしたこともありますが、お前はいいということでそのままになっています。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

カット幅はともかく、皆さん達主要な方が全員カットしている訳ですよ。それに習うのが常識かと思えますよ。それを何とも思われなかったのがどうなんですかね、町民の方々に理解を得られるのかどうか。

次の常識です、今教育長は車をどこに止められていますか。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

現在、私の車は教育総合会館の玄関の一番端の方に停めております。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

町民の方が利用されるところに止められてるわけですよ。これも常識的にどうなのかなと思います。町長が任期満了で退任される時は、紙谷町長のときも副町長、教育長も辞職届を出されておりました。例え任期半ばであっても隣の川棚町でもそうされております。当然指名された雇用主、即ち前町長がいなくなったわけですから、一旦前町長に辞職願を出されて、その後新しい町長がその職を続けて欲しいという意向であれば、新町長から指名を受けて晴れて胸を張って仕事を続けられることになるんじゃないかなと思います。そういうふうやって欲しかったなと思います。いず

れにしても任命権者の町長にお辞めいただけないかをお願いされているわけです。教育長は正当な事由がなければ辞めさせることができないという主張だったと思います。その辺の所は私はよく分かりません。分かりませんが、町長と教育長が教育行政に対する考え方が違っているということは子供たちにとって大変不幸なことであります。町長も平成 27 年に法律が改正されたと言っておられました。それまで 5 人の教育委員による互選から、町長による指名制度に変わったのは、町長と教育長が一心同体となって町の教育行政を推進していくことが極めて重要であるとの趣旨からと思います。町の教育行政のトップであり、学校の先生方や子ども達の手本となるべき加瀬川教育長が賢明な判断をしていただけると思います。

大きな 3 つ目、町営バスの運行、特に路線バスの経路及び通過時刻表の見直しについては町長が検討すると前向きに回答していただきました。町バスの運行、毎日でなくても 1 週間に 1 ないし 2 回廻ってもらったら助かるといわれる町民の方々もおられます。町バスの運行日に合わせて買い物や病院通いを計画的にしたいと言っておられました。こういったことについても町長は検討すると言っておられましたので期待しております。今後公約された施策を着実に推進されて、岡田町政に代わって良かったと町民皆様方が実感してもらえそうな町政を期待しております。その実行過程を大いなる関心をもって注視をしております。以上で私の一般質問を終わります

**○議長（吉永秀俊君）**

時間になりましたので、これで 5 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を 10 時 50 分とします。

**暫時休憩（午前 10 時 40 分）**

**再 開（午前 10 時 50 分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に 9 番議員、橋村孝彦君の質問を許します。

9 番議員、橋村孝彦君。

**○9 番（橋村孝彦君）**

おはようございます。新緑も鮮やかな季節となってまいりました。令和元年、新たな時代が始まろうとしています。議会も、執行部もそして傍聴者席もさわやかな雰囲気のもと、新しい体制で町民の福祉向上や町の発展のために、共にがんばりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず質問の前に、町長におかれましては今回の当選誠におめでとうございます。期待をこめて質問をさせていただきます。

まず 1 つ目ですが、働き方改革関連法の成立に関連して町職員の働き方改革の取り組みについてでございます。なぜ、一番初めにこれをもってきたかということでございますが、人は石垣、人は城という歌を聞いたことがあります。町の発展は組織づくりから、組織づくりは人づくりからという観点からもお尋ねします。組織として生産性を高めるためには、そこに働く人が普遍的な方向性のもと、いかに充実感や働き甲斐をもっているか、これが心豊かに働く原動力であろうと考えるからであります。果たしてこれまで、これがあつたのか、邪推かもしれませんが、これまで心豊かに

仕事をされていたのか、ナーバスになっていなかったのか。なぜ多くの職員が辞めてしまったのか、疑問が残ります。私は人事に介入する意図は毛頭ありませんが、人が付いてこない組織の長では生産性の向上はあり得ない、行政での生産性の向上というのは住民サービスの向上や相対的な町の発展、活性化と受け止めていただきたいと思います。そこでまずやるべきことはなにか。人事管理、労務管理の重要性を問う意味からも質問させていただきます。

2018年、通常国会で働き方改革関連法が成立しました。これは、生産年齢の減少により我が国の労働不足が懸念され、相対的な生産量の低下による国際協力の低下を招くことや、社会保障制度の資金不足などにより全国民が関わる1億総活躍社会の実現に向けた取り組みであります。要するに人が足りないから、働ける人はみんな働きましょうね、そのために皆が働きやすい環境を作ろうということであろうと解釈しております。働き方改革は、1つの法律ではなく労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、パート法、派遣法などの法律が対象となり、改革内容も多岐に渡っております。ポイントとして民間企業では、1、労働時間上限規制36協定の改正について、2、労働時間の把握義務について、3、医師による面接指導について、4、有休義務化について、5、高度プロフェッショナル制度について、6、フレックスタイムについて、7、均等均衡待遇等についてであります。労働環境の改善は企業だけでなく、国全体に関わる課題として公務員も当然対象となり得る課題と言えるでしょう。公務員の場合は勤務時間、休暇、休日に関しては職員の健康や福祉を考慮した上で時間外、休日勤務を命じなければならないとされておりますが、災害や有事の際はこの限りではありません。しかし、平時に関しても止むを得ない残業が多いと言われております。総務省の時間外労働の実態調査、これは平成29年3月発表でございますが、でも民間企業、年間154時間、地方公務員158時間と、民間企業より上回っております。地方公務員は労働組合法、労働関係調整法は適用外とされておりますが、職員の労働意欲の向上、生産性向上のためには民間企業を参考にして柔軟に対応すべきであろうと考え、次に質問いたします。

- 1 一般職員及び管理職の月平均時間外労働、及び休日出勤の実態は
- 2 有休（年次）休暇取得の実態は
- 3 正規職員は足りているのか
- 4 非正規職員の占める割合は
- 5 同一労働同一賃金の観点から非正規職員の処遇改善は
- 6 女性活躍の観点から正規、非正規職員の男女割合は
- 7 男性職員の育児休暇の実績は
- 8 36協定に準じた条例制定の可能性は

2つ目ですけど道の駅の障害者用駐車場スペース、これが非常に入口から遠い所にありまして障害者の買い物に不便であるという声を聞いておりますので入口近くに移動できないものか。

以上2点についてお伺いします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

橋村議員の質問に回答いたします。

まず、1点目の一般職の月平均時間外労働、休日出勤の実態でございますが、一般職員の月平均

時間外労働は11.16時間となっています。うち休日出勤は月4時間です。管理職の時間外勤務は基本的にはありませんが、平成30年度は災害対策に係る避難所運営や災害対策本部に従事した6人に対し、管理職特別勤務手当の支給実績があり、それぞれ2日勤務をいたしております。

次に有休休暇取得の実態ですが、平均取得日数は1年間で11.4日です。参考までに取得が多い課で年間平均取得が18.0日でございます。取得が少ない課で年間7.0日です。

正規職員は足りているのかですが、現在の職員数は教育長を含めて88人で、定員管理計画上では1名の欠員となっていますが、今長崎県に1名出向させているため、この1名が欠員となっています。

次に非正規職員の占める割合ですが、嘱託職員や臨時職員を含めた職員数に対する非正規職員数の割合は全体で43.87%。町長部局では30%、正規職員77人に対し非正規職員33人。教育委員会部局では正規職員10人に対し非正規職員35人の77.78%となっております。町長部局では嘱託9人、臨時職員は24人になっています。教育委員会部局では嘱託5人、給食調理員臨時職30人、学校事務補佐員、図書司書等です。

次に同一労働同一賃金の観点から非正規職員の処遇改善はということですが、非正規職員の処遇改善については地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、来年度から会計年度任用職員制度が実施されます。法律改正と新たな制度は地方公共団体ごとに処遇がまちまちであったものを国全体で統一的な取り扱いとし、適切な運用を確保しようとするものであります。9月議会に条例上程をすることで進めておりますが、退職金制度なども適用されるなど現状よりも非正規職員の処遇は改善されるようになっていきます。

次に6点目の女性活躍の観点から正規、非正規職員の男女割合ですが、正規職員では女性の占める割合が31%です。非正規職員の女性の占める割合が85.2%となっております。

次に7点目の男性職員の育児休業の実績でございますが、男性職員の育児休業取得実績はありません。

次に8番目の36協定に準じた条例制定の可能性ですが、これは地方公務員法に基づくもので考えておりません。

道の駅につきましては、今、重点道の駅で今度変わる予定ですので、詳しいことは建設課長が説明しますが、図面的には近くなっております。今度はいれ換えになっています。この辺はご報告したいと思います。

建設課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（楠本信宏君）

先ほど町長が申しましたように、重点道の駅で全体的な改修計画がありまして、身体障害者用の駐車場も近くになる予定です。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

一般職員と管理職ですが、私が想定したよりかなり低い数字かなと受け止めておりました。一般

職で 11.6 時間。一般職員については然るべく管理の下にタイムカード等で管理されているからかなりクリアされていると思いますが、一番問題視しているのは管理職でありまして、丁度 2、3 日前の新聞にこういうのが載っておりました。日本の管理職の死亡率高くとしてありまして、バブル後 90 年代後半に上昇、東大などの調査で兼務、組織縮小で負担増ということで、こういう記事が 2、3 日前に載ってましたので参考までに紹介しますけど。管理職の時間外の管理が非常に不透明であると、管理職手当を出しているから云々という問題ではなく、一番心配されるべきは管理職がいかに適正に過労とか、あるいはそういう基準に達成していないか、そういったことがこれからの、私は課題かなと思っていますので、例えば管理職におかれましては、タイムレコーダーあたりは押されているんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

タイムカードを押しています。先ほど橋村議員さんがおっしゃった職員の管理につきましても、月 45 時間超したら業務改善報告書を、なぜそれだけ残業が多くなったか逐一上げてもらいます。月 45 時間オーバーしたらその原因といいますか、なぜ残業が多くなったのか、その辺は報告がっております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

ということはそこまでは至っていないということですか、はい了解いたしました。ただし管理職というのは民間企業の話なんですけど、例えば 24 時間営業のお店とか深夜営業のお店、こういうところには名ばかりの管理職であって、管理職になればオーバータイムを支給しなくていいという、裏手にとっていわゆるブラックといわれるところなんですけど、こういうところも非常に多いので行政がこういった方向に傾かないような施策をこれからとっていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

次ですが、有給休暇の実態ですね。これに関しましては 11.4 日と 18 日ですから、平均的な取得はされていると思いますので、これは問題ないのかなと思います。管理職も含めてですか、これは。確認です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

管理職も含めてでございます。年休が年間 20 日あるんですが、20 日上乗せして 40 日あるんですが、それから比べると少し少ないんじゃないかと思います。私が所信表明で申し上げましたように無駄な仕事はやめて、余裕があれば自分で判断して仕事も上手くいけるんじゃないかと思って、なるべくそういう観点で進めさせていただきたいなと思っています。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

今年から最低5日の付与義務が与えられていますから、それもクリアされているということですから問題ないと思いますけども、例えば管理職あたりは勤務時間の裁量権といいますか、いわゆる出勤時間、あるいは退社時間の権限は与えられているんですか、管理職は。

○議長（吉永秀俊君）

町長

○町長（岡田伊一郎君）

フレックスタイムですかね、権限は与えていません。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

労基法の基準では、そういったブラック的な部分を防止するために、管理職の定義というのが定められておまして、管理職にそういった裁量権が与えられているか、あるいは執行権者に同等な権限が与えられるかによって、管理職あるいは非管理職の区別をされていますので、仮に管理職あたりが仮定の話で申し訳ないんですが、課によっては休日出勤等が多いと思いますが、もし過労死した場合にはそこら辺が問われますので、上限は厳しく守っていただきたいと思います。

次に3の正規職員は足りているのか、4非正規職員の占める割合、5同一労働。3、4、5は関連しているので一括していきたいと思いますのでよろしくお願いします。先ほどの答弁の中で、正規職員1名欠ということで足りていると理解していいと思います。非正規職員の占める割合、これが非常に高いですね。同一労働はこれから改善される予定というお話でしたけれども、この3つを要約しますと人件費や予算の関係上思うように正規職員を補充できない。ですから、他の公共団体でも非正規職員の占める割合が増える傾向にある。だから正規職員を補うために必要不可欠な処置であると考えます。そうなりますと非正規職員なくしては成り立たない。それならば非正規職員処遇改善となっていくのは先ほどの答弁である程度分かりましたが、このような流れになると思うんです。かといって正規と非正規が同等であるべきだということではなくて、そこにはいくらかの差といったら何ですか、当然の話であると思います。そこでお尋ねですが、非正規には臨時と嘱託がいますよね。この違いはどうなっていますかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長に説明させます。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

嘱託職員につきましては年間雇用で辞令を交付しております。その中で職員と同じ勤務時間等々、処遇改善の話も出ましたけれども、期末手当等も支給しているところです。臨時職員については1月とか緊急に業務として対応できない場合の臨時職員の雇用、又は時間、パート的に9時から3時まで時間で勤務をされる方の雇用をしております、これは時給制度でしております。嘱託職員は月額報酬ということで違いがあります。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

嘱託については年間雇用ということで、処遇に関しても職員並といかなくてもそれに準じた期末手当等もあるということですが、これについては問題点はないと思いますが、問題は臨時さんなんですよ。1か月とか2か月働いて1か月休み。今の事務局にいらっしゃる方も今2か月目ですから次どうなるのかわかりませんが、例えば1か月働いて1か月休んだり2か月働いて1か月休んだりという事案がありますよね。その時の保険等はどうなっているんですか、非正規職員の臨時さんの分。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

臨時職員の方の社会保険は払っておりません。ただ今後は、私も議会におりましたから分かりませんが、1か月2か月で交代となれば事務も停滞する恐れがありますから、今後はできれば通して社会保険料はみていきたいと思えます。正規の職員は対応できませんけれども、処遇は改善を今後検討していきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

社会保険はないということですから、これは臨時さんの場合はそういうことはあると思えますけど、雇用保険とか労災保険、これにつきましてはどうなういうふうになってますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは加入をいたしております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

加入をしているということであればですよ、1か月働いて1か月休んだ、そういう時の掛け金はどうなるんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

雇用保険料につきましては、月額で徴収をいたしまして年間で実績に応じて支払いをしております。

す。得喪関係があつてですね、辞められた時には当然失業の手続きをいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

1 年分まとめて払うという意味ですか。随分前ですか臨時さんから聞いた話では、1 か月休んで全く収入がないのに労災か雇用か知らないけど、そういったものを全て自分で払わない旨の話があつたので、そういう事案があるのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

雇用保険の方も大分加入義務ができてまして、1 月以上ということであれば雇用保険を掛けるということで処理するようにしています。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

この雇用保険、労災は月々労使折半で払うようになっているんですね、金額的には知れたものですけど。例えば月々払っていないとすれば、月々雇止めをしなくてははいけませんよね。労災とか雇用に対しましては。月々の雇止めの手続きはされていないですよ。

○議長（吉永秀俊君）

橋村議員、内容がよく分からなかったので、もう 1 回分かりやすく質問をしてください。

○9 番（橋村孝彦君）

雇用保険とかもらう場合には当然辞めた時点で、雇止めをしなくちゃいけない訳じゃないですか、手続き上。当局に雇止めをして、初めて雇用保険とか労災とか怪我した場合にもらえますから。雇止めを月々多分私の想像ではしていないと思うんですよ。本来ならしなくてはならないのを先ほどの話では年間ということであれば、それはされていないことになると思います。ですから、労災とか例えば臨時さんずっと掛けていて、途中で空白があつたら掛けた分をもらえなくなるので、そこら辺を明確にさせていただきたいという意味でお尋ねしているんですけど。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

臨時職員の契約期間が切れる場合については、その都度離職票を交付しておりますので、それをもって雇用保険の対象になるというふうに。また、年間月々の給与について雇用保険料をいただいて年間で精算するということでしております。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

それはちょっと違うんじゃないですかね。年間とっておいてその時点で雇止めをして雇用保険とか諸々の手続きをするのはちょっとおかしくはありませんか。それをするためにはその都度その都度雇止めの手続きをしなくてはならないという訳ですよ。それでもって年間だからと言うのはちょっと理解し難いんですけどどういうことなのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

臨時職員につきましては、その都度契約を切る場合については離職票を出して手続きをしているということで、指導等も受けながらしている訳ですが内容的に説明が難しいですが、手続きは行っているということです。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

離職票を出すということは、これはイコール雇止めになるわけですよ。離職票を出して何か月間か置いて雇用保険をいただくということになりますから、それだとその月々の時点で離職票を出すというのはおかしいと。ですから先ほど言われたように、年間を通してのという捉え方をすれば、例えば月々1 か月休まれる時に1 回1 回離職票を出されたら結果的にもらえなくなる可能性があると思いますよ。例えば1 年間のうちに何か月か働いて、その都度その都度離職票を提出していただければトータルとしてもらえなくなる可能性があると思いますが、私も詳しく調べてないのでそこら辺についてはもう少し調べられて善処された方がいいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今度、会計年度任用職員制度が始まりますから、それも含めて検討させていただきたいと思いません。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

7番の男性職員の育児休業実績はないというお答えでしたけれども、女性が活躍できる環境整備を整えるためにはどうしても男性の理解が必要になるかと思えます。ですから、男性を含めて育児や介護を担えるそのような社会が今求められていると私は思っています。育児休暇に関しても男性も今は取れるようになっていきますから、うちの男性職員さんにおかれましては、そこら辺の意識が高いのか低いのか、それはそれぞれの判断でしょうけど、そういった環境整備と言いますか、これに対する理解度が管理職とか執行部あたりが、理解度が必要になってくると思うんですよ。無理して取りなさいという必要はないかと思えますけど、そういう理解度を周知するために何らかの方策を考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今本当に橋村議員おっしゃるとおり都会では結構取られてる状況ですが、なかなかまだうちの役場ではそこまで浸透しておりませんので、もし赤ちゃんが産まれたらどうかと聞いてみても良いかと思えます。そういう法律ができてますからね。そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

最後の8番目ですかね、36協定に準じた条例。これにつきましては考えていないというお答えでございますけども、これはもちろん民間企業の話ですから、これに準じたということでございますから。しかし、管理職のオーバータイムが増える傾向にあるというのは、どうしても必然的になってくると思うんですけど。そういったものを規制するものがね、公務員には労働法は適用されてませんから、これをしなくちゃいけないという部分はないんですけども、何らかの規制を作っていないとストップが効かなくなる恐れがある。現状の町長の今の考え方を聞いていますと、そこまではなる可能性はないと私は想定はできますけども。トップによっては人の使い方という部分に関して、管理職だから休みも出て夜中まで働けと言われても困りますから、ある程度の条例までいかななくても良いと思えます。規則なり規定なりそういったことも含めて検討されたが良いと思えますが、いかがですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに橋村議員がおっしゃるとおり、公務員でも病院とか保健所、土木事務所、学校もそうです、教育研究に該当しますので、36協定の必要な事務所となっているところもあります。しかし、うちの役場がまだそういう業種がありませんので、ただ規定も今後検討しなくてはなりません。私が今就任して約1か月弱になりますが、私も8時までいますが、ほとんど皆さん帰っていただいています。ただ災害とか緊急事案が発生した時には、少し協力していただかなければかなと考えておりますので、逐次私も注視をしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

民間の話ばかりして申し訳ないんですけど、今多くの民間企業が、地方公共団体もそうですけども、進めております働き方改革につきましては、ノー残業デーとか年次有給休暇の計画、取得、あるいは個々の社員、職員に退社、退庁時間、休暇の意義付けをさせる取り組みが主です。行政も生産性を向上するためには、そういう意識付けが必要でないかと思います。登壇上で述べましたように、いかに働きやすい環境を作るかというのが目的ですので、そこら辺をよくご理解されてこれからそういうふうにもっていかれたら非常によろしいかと思います。

最後になりますけど、道の駅の駐車場に関しましては、先ほどの答弁で十分理解できましたので追加としての質問はありません。以上です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉永秀俊君）

特に町長が答弁がありますので、答弁を許可します。

○町長（岡田伊一郎君）

本当にですね、今橋村議員がおっしゃったように働き方改革は労働時間の法制の見直し、働き過ぎを防ぐことで健康状態を保つワークライフバランスといいますかね、そういうのを主力に置かれておりますので、今後私も役場の職員も一緒ですけど、そういう感じで見続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

以上で9番、橋村孝彦君の質問を終わります。ここで昼食のため暫時休憩します。再開を13時15分とします。

暫時休憩（午前11時27分）

再 開（午前13時13分）

○議長（吉永秀俊君）

静粛をお願いします。定刻前ですが全員お揃いのようなので、午前中に引き続き会議を開きます。午前中に引き続き一般質問を続けます。次に2番議員、立山裕次君の質問を許します。2番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

皆さんこんにちは。それでは登壇しての質問をさせていただきます。

1 彼杵郵便局駐車場の段差解消について。彼杵郵便局横にある駐車場と児童体育館の駐車場の段差について、以前から解消できないか住民の方々から要望が行われていますが、現在のところ解消に至っていません。町有地ということですので改めて町の考え方をお尋ねします。

2 東彼杵町における子どもの貧困対策等について。長崎県は昨年度、子どもの貧困に対する調査を行い、相対的な貧困率は11.2%と公表しました。このことに関し次の点について町の考え方をお尋ねします。

- 1 東彼杵町の貧困率はどの程度か。
- 2 調査結果を踏まえ、町の問題はどのようなことが考えられるのか。
- 3 県などとの連携を含め、東彼杵町の貧困対策はどのように進めていくのか。

3 所信表明について。町長の所信表明について、もう少し詳しい内容をお聞きしたいので、次の点についてお尋ねします。

1 職員自ら新しい発想を持ち、自己研鑽することで、業務の質の向上、更には行政サービスの向上につながるのとことですが、具体的な進め方をお尋ねします。

2 人口維持対策として、新たな「まち」の宅地開発を考えておられますが、具体的な方法をお尋ねします。

3 旧千綿中学校跡地活用について、地域住民の方の意見を聞きながら決定するのとことですが、具体的な進め方と、現在、行政側で考えていることがあるのかをお尋ねします。

4 農業、漁業については、JA と漁協に連携協力をいただくのとことですが、以前からもされていたと思いますので、何か新しい考えがあるのかをお尋ねします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは立山議員の質問にお答えします。まず、1点目の彼杵郵便局駐車場の段差解消についてであります。この件につきましては、平成5年11月11日、当時の郵便局長様よりそういう申し出がっております。国道からの侵入口に対する建設省の乗り入れ許可が下りないために、児童体育館からの乗り入れについての陳情書が町に提出をされています。当時の町の回答でございますが、局舎は国道に面しているため、出入口は当然国道を利用すべきであり、体育館通路は行政財産であり、貸付、交換、売却等はできず、一旦使用権を認めると利用者の慣行や権利が発生し、町有財産に制約を受けることになるため、許可出来ない旨の回答を行われております。

平成21年9月2日でございますが、また彼杵郵便局長様より、児童体育館通路と局舎駐車場の段差解消のための町有地改造申請が提出されました。その時の回答でございますが、平成5年当時不許可としたのも関わらず、段差部に鉄板を敷いて体育館通路からの乗り入れを行っていること自体問題がある。ましてや信号機が移設され国道側の侵入口は以前よりも確保されている。また児童体育館駐車場を拡張する際、局舎との境界にフェンスを設置するようにと県からの指導があり、平成12年8月23日に新しい局長と協議をもった際に、局長より建設当時の経緯も聞いているし、侵入口も確保できているので、何ら問題はない。それが県の認定条件であれば設置せざるを得ないのではないかとの回答でありました。結果的に郵便局側に引き上げ式の車止めがあるということで、新たなフェンスを設けずに、それを利用することで県の下承を得た経緯があるため、双方の問題は閉鎖することが前提条件となっている。また今回の国道205号歩道設置工事により体育館駐車スペースの1列分が減ることになり、駐車ラインの引き直し等も視野に入れ、体育館用地を有効活用する必要がある。そういったことから乗り入れを許可すると利用法にある程度の制約を受けることになり、双方の利用者間に事故が発生する可能性が以前より増す状況になる。したがって、出入口が国道乗り入れ部を利用するべくラインを斜めに引き直す等、現在の局舎用地での対応をなされたいということで回答をいたしておりました。

今回、立山議員からの質問が出まして、道の駅で今度改修がありまして、交差点が改良されます。

今のは体育館の施設の用地の中で出入りをするのは非常におかしいことですので、後で建設課長

にも説明させますが、後ろを通過して町道をそこまで廻せば、道路からの乗り入れになりますので、そういうことも今後検討して対処をさせていただきたいと思っております。今のままではこの回答のようにできませんので、町道になれば皆さん自由に利用できるんじゃないかなと思っております。

次に2番目の子どもの貧困対策等についてですが、貧困率はどの程度かということですが、東彼町は16.5%となっております。それから調査結果を踏まえ町の問題はどのようなことが考えられるかということですが、今回の調査で算出された所得階層を分ける値は97.2万円となっております。厚生労働省発表の子どもの貧困線は122万円となっております。調査対象等が違うために単純に比較はできませんが、県民所得と同様に大きく下回っています。県民所得が238.8万円、国民所得が305.9万円となっております。調査による世帯の手取り額の平均は419.9万円で、350万円から400万円未満が最も高く8.7%を占めております。しかし、1人親世帯では100万円から150万円未満が最も高く、2.4%占めています。当町に於いても1人親世帯の世帯収入が全体と比べて低いことが推察されます。

3点目の県等との連携を含め、東彼杵町の貧困対策はどのように進めていくのか。これにつきましては、現在児童扶養手当や保育料の減額、相談支援などを実施していますが、調査では就学援助や貸付制度など各種支援制度を知らない世帯が一定数存在し、利用可能なのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられるとのこと。当町においても同様のことが推察をされております。今後は既存制度の周知を図ると共に経済支援の他に家計管理など保護者への総合的な対策も研究の余地があると考えます。今回の調査結果に基づき県との連携の中で更に分析を重ね、地域の実状に応じた効果的な施策を検討してまいります。また、学校の問題につきましては後ほど教育委員会の方から答弁をお願いいたします。

次に所信表明の件です。職員自ら新しい発想を持ち自己研鑽することで業務の質の向上、更には行政サービスの向上でございますけれども、地方分権の進展に伴い従来よりも職員に期待される能力も一層多様化をしております。行政サービスの高度化に伴う専門的能力、新たな課題に積極的に取り組む進取の気性と想像力、状況に適切に対応できる柔軟性などがこれにも増して求められております。このような期待に応えるようなものでなければなりません。加えて、地方公務員も地域で生きる一員として住民と共に地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する人間であることが望まれます。そこで将来的なビジョンに思いを馳せて、今取り組むべきことをじっくり考える思考、過去からの積み上げで将来を考える方式と、未来のあるべきビジョンから逆算する思考方法、これが入り交じえまして行政と民間の壁、行政と地域の壁等をしなやかに乗り越えていただき、地域に関わる多様なネットワークをフル活用できる職員を目指してもらいたいと思っております。個人が持つ物事を成し遂げようとする力を確立し、その力を更に高めること。例えば10事務がありますと、1職員イコール1事務だと10人の職員が要ります。しかし、1職員で2事務可能だととなりますと5人の職員で済みます。一方でちょっと問題な職員が多く、1職員が0.5事務しかできないと20人の職員がいることとなります。即ち職員の能力により仕事に追われることが多いわけですが、仕事の先手を打つことで間違いもなく余裕が出来た仕事ができるのではないかと考えておりますし、住民と対面できる時間も増加し、説明など十分にできるのではないかと考えております。

次に2番目の人口維持対策として新たな「まち」の宅地開発でありますけれども、住宅の問題は喫緊の課題であります。既にきのくに子どもの村学園の保護者の方が、町内に住める所がないとの

話を理事長さんからお聞きいたしました。まず、町有地に木造で建設することが出来ないか検討させていただきます。宅地開発につきましても例えば千綿地区、彼杵地区は当然ですが、音琴地区でも、造成の検討が出来ないか、今後県産林材木の使用などの補助が受けられる体制を整えて検討をしてみたいと思っています。

次に旧千綿中学校跡地活用についてであります。これにつきましては私は選挙の時も公約に挙げておりましたが、教育委員会から5年を目途に検討するというので、統合中学校の時にも出ておりましたが、今千綿中学校の跡地につきましては、皆さんと共に、まず私が地域に出向きまして意見を十分にお聞きし、それから判断をさせていただきたいと思っています。行政側で考えていることはありますけれども、今まだここで発表は遠慮させていただきます。皆さんの意見を聞きながら最後に私が決断をさせていただきたいと思っております。

次に、農業、漁業についてはJAと漁協の連携でございますけれども、所信表明で申し上げておりましたが、町財政が厳しい中、施策については選択と集中で実行させていただきます。そこで何を選択するかについては、専門の農協、漁協の意向を確認し、最も効果的と思われる施策に集中して取り組みたいと考えます。何か新しい考えというご質問ですが、連携する中で効果的な新しいものがあれば積極的な施策に反映させていきたいと思っています。まず、農業については、長崎県が策定している新長崎農林業農山村活性化計画に県、農協と一体となって取り組みをいたします。この計画は生産、流通、販売対策を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業農山村全体の所得向上を図ることで人を呼び込み、地域が賑わう社会の実現を目指してまいります。また県内各地域ごと、品目ごとに基本的な振興方策が定められておりますので、この計画を推進することが最も重要であると考えており、農協と連携し、生産対策、流通対策、販売対策の強化を図る中で必要となる新しい施策に取り組ませていただきます。

次に漁業につきましては、長崎県が策定している水産業振興計画、計画期間が28年度から令和2年度でございますけれども、県漁協と一体となって取組みをいたします。この計画は漁業を担う人材を確保し、地域の柱となる力強い水産業の育成を目指すことを基本理念といたしております。しかしながら本町漁業現状につきましては、ご承知のとおり高齢化が進み非常に深刻な状況であります。特に、漁業担い手の確保と漁場環境の改善については喫緊の課題であると認識をいたしております。漁業担い手につきましては、県及び町単独の支援制度を基本に新規担い手のソフト面の支援、研修指導受け入れを漁協と連携したいと考えております。漁場環境の改善につきましては町単独では実施できませんので、県、大村湾沿岸自治体、大村湾内漁協と現在取り組んでいる貧酸素水塊対策、大村湾栽培漁業の取り組みを継続し改善に努めます。なお、漁協が水産物の加工、流通、販売対策として水産加工施設の整備を行う場合は、積極的な支援を行ってまいりたいと思っております。もう一点、農業に戻りますけれども、今新しい取り組みとしましては、ロゴ、キャッチコピーを、日本一に2連覇したお茶でロゴを作成いたしております。JAと連携してこのロゴを進める。更に彼杵茶の印象付けを深めていきたいと思っております。登壇しての答弁は以上でございます。教育長にお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

教育長。

○教育長（加瀬川哲文君）

彼杵郵便局駐車場関係につきましては、今町長が述べたとおりでございますので、次の子どもの貧困対策等につきまして補足をさせていただければと思います。子どもの貧困率とは、18歳未満の子供がいる世帯のうち、今回調査がなされたのが小学校5年、中学校2年がいる世帯でございます。最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合のこととございまして、それが16.5%と聞いております。おおよそ6人に1人が貧困の状態にあると考えられるんじゃないかなと思います。県下20市町の中で下から2番目でございます。総体的貧困とは、社会で当たり前とされている生活が営めないということで、手取り収入が1人世帯で120万円くらいではなかろうかと言われているところです。調査結果を踏まえ、町の問題はどのようなことが考えられるかということですが、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯、いわゆる貧困率が16.5%ということで、最低生活費で生活せざるを得ない家庭が2割近くあるのではないかと推測できます。一般的に貧困世帯のうち大人が1人の世帯、つまり片親世帯であります。54.6%と約半分以上あるんじゃないかなと思われております。また、社会で当たり前とされている生活、つまり病気になった時に医療機関を受診させられなかったと訴えた保護者が7.4%、貧困線以上の収入世帯で2.1%であるのが7.4%ということ。あるいは習い事に通わされなかったのが24.3%。それが貧困ではない家庭では9.2%と経済的理由で治療や学習などの機会が制限されている現状が浮き彫りになっているようでございます。

3点目の県などとの連携を含め、東彼杵町の貧困対策はどのように進めていくのか。これにつきましては、教育委員会だけではなくて町民課との連携等も必要でございますが、教育委員会におきましては、教育の支援という形で、特に現在福祉関係機関との連携のためのスクールカウンセラーとか、あるいはスクールソーシャルワーカー、SSWと申しますがその方々を配置をいたしまして、きめ細やかに子ども達の現状について把握できるようにしているところであります。また、高校生への就学支援金とか奨学金の給付等も推進いたしております。生活困窮世帯、1人親世帯への学習支援ということで、現在無料の町の学習教室、未来塾を開催をいたしております。7月6日には理科おもしろ実験教室等を開催をして、子供たちに学習のおもしろみを味わわせたいと考えているところです。また、東彼杵町教育支援室、ふれあい室というのを現在開設準備をしているところです。早急にやらねばならないものが実態の調査でございますが、これがプライバシーに関する内容も多く、難しいところがあります。町民課と連携しながら学校や、あるいは地域住民等関係団体と情報交換をしながら取り組んでいきたいと思っております。また、東彼杵町子ども貧困対策協議会、あるいはケース会議等も開催していければと思います。基本は国の子どもの貧困対策に関する法律、あるいは子どもの貧困に関する大綱、あるいは県の貧困対策推進方針というものを参考にしながら、町の貧困対策推進方針を確定をしていければと考えているところであります。以上登壇しての答弁を終わらせていただきます。

**○議長（吉永秀俊君）**

2番議員、立山裕次君。

**○2番（立山裕次君）**

まず、郵便局横の駐車場の関係ですけど、私は町有地ということで聞いています。駐車場ですね。全部ではありませんが、郵便局の駐車場の一部ですね、体育館の通路に接している部分は町有地と聞いております。今の答弁でいきますと、県の許可がないということでできませんという形と思

ますけど、町有地であっても駐車場を作る場合は必ず県の許可がいるものですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

県の許可じゃなくてですね、体育館の駐車場を拡張するときに県と協議した時に、郵便局は民地ですよ、そこで境界を設けろということでした。今現状では町有地ですから皆さん利用するんですが、駐車場のために段差を設けるのは思わしくない。不特定多数の人が利用する状況で、道路ではないですから。町道とか国道、県道ならいいですよ、乗り入れが。ですから、私が先ほど申しましたように今度道の駅の交差点改良がございますから、町道を延ばして国道まで一周させれば町道になるから、それが出来上がった。例えば国道もそうです、コンビニなんか乗り入れする時も入り口は乗り入れは造っていますよね。今は目的として体育館の駐車場の用地ですから、乗り入れのための用地ではありませんから。そこを解消するためには私が考えているのは、一周裏を廻して国道に出る。今後改良するときにあそこは道路ではないからゼブラも引かないという国交省の考えなんです。だから右折はかなり難しくなります。信号の移転もありますからね。町道を通して町道の出入口にすれば段差も乗り入れ口は要望があればできると思うんです。ただこれは相手方が利用される人と町の協議になります。経費の負担等もありますから。今は体育館の用地ですから、乗り入れの許可が出来ないと回答をしている状況です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

私の理解力が足りないのかも知れないですけど。体育館の駐車場ということで乗り入れが出来ないということで、道路になると乗り入れができますよということですが、駐車場の造りがアスファルトと言いますか、段が 10cm くらいですので少し斜めにするだけで、ほとんど駐車場に対しては影響が全くないかなと思うんですよね、乗り入れと今おっしゃってますけど。例えば野球のマウンドみたいになだらかにしたらほとんど影響はないと思うんですけど、そういう形でもできないんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほども申し上げましたように道路ではないから、児童体育館の用地ですから。乗り入れをさせるために町がするあれもありませんし、郵便局側に許可もできないと解答してます。先ほど言いましたように県と協議したときに、駐車場を広げる時に、郵便局との境にフェンスを設けなさいと指示があつたんです。フェンスをこちら側に設ければ道路からの入口だけですよ、車を 1 台づつ入れて、またバックして出さなければならない。今、便宜上たまたま児童体育館から乗り入れをされてますけども、県はそれがだめだということで、今引き上げ式のあれを郵便局の駐車場側に埋め込んであると思うんですよ、ポールを上げるやつを。これを解消するためには町民の皆さんの不便の解消もございます。これは郵便局とも協議をしないといけないですが、町道となったら道路から乗り入れ部はしてますよね、少し。全面開放ではできませんけども乗り入れはしてます。国道でも

そうです。店を造ったときに国道に乗り入れ口は造られてますよね。今は体育館を利用するための敷地でございますから、段差解消と言えども、そこに町の方に斜めの乗り入れ口はできないということでございます。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

分かりました。205号は今後重点道の駅との関係で拡幅がされるだろうと思っております。その時になったらまた再度考えていただけるというような形でよろしいでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し上げましたように、道路をもし計画通りにできたらそういう形で、郵便局側とも協議をしなければいけませんし、そこは可能になってくるかと私は考えています。道路ですから、乗り入れが。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

今のことはまた後日お願いをしたいと思っております。次に子どもの貧困対策についてですけど、これはたまたまですけど、先週の6月12日に子どもの貧困対策推進法というのが改正されたんですけど、どのような改正をされたのかご存知ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、主なものが6年前に制定をされました現行法、施策の力点を教育の支援において将来を見据える法律でございましてけれど、改正法は将来だけでなく現在の貧困の解消を目的に明記されております。保護者の仕事の安定向上や所得の増大に役立つ支援をする。貧困の連鎖を断つのは大切ですが、まず、目の前の生活苦を克服しなければならない。しかし、残念ながら貧困率を何年以内に何%にするという数値目標は上げられておりませんでした。例えば、母子家庭が大半を占める1人親世帯は半分が貧困状態です。大きな要因は非正規労働が多く、賃金が低いということです。雇用の質を良くすると共に、児童扶養手当などの経済支援を充実させ、市町村も改善に向けた計画作りをしなければならないとなっております。とりわけ求められたのが食の保障でありまして、貧困家庭の子どもにとって学校給食は不可欠の栄養源。夏休み明けにはやせ細って教室に現れてくるという状況でもあるということです。貧困を本人の責任だけに帰する空気が対策の遅れをもたらしております。改正法は背景にさまざまな社会的要因があり、この認識を共有することから始めるということでもあります。そういうことでございまして、今度子どもの貧困対策法というのが1人親世帯の貧困率、生活保護世帯の大学進学率などの向上も上げられております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今言われた部分で大事なことがもう 1 点、たぶんあると思うんですよ。今まで貧困対策については都道府県が対策義務がありました。6 月 12 日の改正で各市町村まで計画策定の努力義務をなさいとなっております。なぜかと言いますと、各家庭の生活により身近な自治体に対象を拡大し、生れ育った環境ですね、子どもの現在と将来が左右されないような対策を強化するためとなっております。これで次の東彼杵町の場合どう今からされるのかということで、お聞きしたいことがあるんですけど、県の方が例えば教育委員会部局といいますか、と福祉の関係部局で連携されております。例えば朝食を食べてこない子供。食べない理由として食べたくないとか、食べる時間がなかったというのがあります。ただ食べることができなかったという子どももいるそうです。県の方で言うのはスクールソーシャルワーカーとか養護の先生方が子どもたちにご飯を食べたか食べないか聞いて、食べてない理由を聞いてるそうです。その中で一番分かるのが、そういうところが貧困生活かどうか分かるそうなんです。そこの親に対して、先ほどの教育長の答弁でもありましたけど、いろんな手続きを知らない方がいらっしゃると思いますので、連携をしているそうなんですけど、今現在東彼杵町は各課で担当されているようなことを聞いております。町として先ほど連携のことを言われましたけど、もっと詳しくどのような形をとっていかれるのかをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど私は説明をしたと思うんですが、雇用の質を良くすると共に児童扶養手当等の経済支援を充実させ、市町村も改善に向けた計画作りをするということを先ほど私は申し上げたつもりだったんですが。私の考えで言いますと、各課の連携もそうですが、子ども食堂や学習支援教室など子どもの居場所を各小学校毎に設けたらいかがかたと考えております。また、ボランティアや食材の確保などのノウハウを立ち上げた人や専門家がアドバイザーとなり、運営や地域のネットワークを進めていただきたいと私は考えております。今 JA の組合長さんと話をした時に、例えば野菜、ジャガイモや人参とか規格外の市場に出ないのを応援しても良いとおっしゃっていただきましたので、もし可能なら、例えば子ども食堂とか始められておりますので、応援させていただきたいと考えています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町長も先日子ども食堂さん、今 NPO がされていますけど、今行かれたということを聞いてますので、詳しくその辺聞いておられると思います。町長に確認ですけど、現在あそこで子ども食堂を毎月第 2、第 3 土曜日に開かれているということを、広報と言いますか、していらっしゃいますけど、どういう所に広報されているかをご存知ですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

広報がどこどこにされているかは分かっておりませんが、私は代表者の方と懇意にしております

して、情報は前からいただいております。きっかけがなくていけなかったんですが、この前お邪魔をさせていただきました。広報がどこどこ行きわたっているかは私は知りません。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今、NPO 法人の中に 20 何名かおられます、会員がですね。その方には広報をされております。後は口伝えでお願いしますという形で、大々的に町内全体に、例えば区長さんにとかそういうところが今のところできる状態ではないということです、先ほど町長が言われたとおりですが、小学校とかそういう機関にそういうことができるように、早急に進めていただければと思っております。新聞で見たんですけど、今年の 5 月 10 日の新聞ですけど、学校給食の無償化が 3 年間で 2.5 倍に増えているそうなんです。その理由としまして、子どもの貧困ですね、とか少子化対策ということで増えているということです。先ほど同僚議員も質問されましたけれど、東彼杵町としまして厳しいなということを町長が言われました。その中で金額を 4000 万円と言われたかなと記憶しているんですが、何年か前というか 1 年くらい前に調べた時には多分 2000 万円ちょっと位じゃないのかなと、保護者が負担している分ですね。全児童生徒の保護者が負担してる分は 2000 万円ちょっと位じゃないかと思えます。その中で全額は無理としても半額ですね、例えばふるさと納税の中の子どものために使うお金というのがたぶんあると思いますが、そういうところからの支出というのは考えられないんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に、子ども食堂を立ち上げられたときに、どうしても子ども食堂が貧困と結び付けられてしまう恐れがあったということで、なかなか公にできなかったと私は関係者の方からお聞きしました。今はそういう形ではないかと思えますが、先ほど給食費の 4000 万円というのは全てを含んで、材料費だけではなくて人件費も要りますからですね、給食センターのところ。そういうのを全部含めているかと思えますが、助成の方法にしましては、今本当に町としては財政が厳しくてですね、300 万円家の収入があれば、本当に自由に使えるお金が約 6 万円位しかありません。300 万円とした場合ですよ。後は借金払いとか、扶助費とか給与とかですね。皆さんから頂く税金も 7 億 8000 万円位ありますが、人権費が約 7 億円位掛かっているんですね。うちの町としては非常に厳しいんですが、だから午前中に申しましたように、イベントは縮小、廃止にご協力をいただいて、使うべき所にお金を使わせていただきたいというのはそこでございまして、まだ半額とまではいきませんが、最初は地元でできる農産物の提供で、今 40 万円町が特別に給食の方に出しているんですが、それを徐々に増やさせていただいて、現金ではあげられませんが、全体の給食費の負担額を、保護者の方が少しでも下げられるような方策をとっていきたいと思っております。急にできませんが、何かこういう対策を取るためには国内の貧困率が 13.9%で 7 人に 1 人が貧困状態になるとなっているんですね。県の社会福祉協議会に子ども食堂応援基金を創設できないかというのが、埼玉県では進められています、企業や団体、個人の寄附金を財源にして。ただ申しますのは、例えば 300 万円家庭の収入があっても父親がギャンブルに投入してしまわれたら、すぐに貧困家庭に落ち込まれるそ

うです。これは収入だけでは一概にいけないそうですね。今 100 万円から 150 万円が貧困世帯と言いますが、年間 300 万円も収入があるのにギャンブルに親が投入してしまって貧困状態に陥る可能性もあると。その辺も十分見極めながらですよ、1 人親世帯のところは厳しいですから、町としても何とかできる範囲で考えていかなければいけないと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

分かりました。もう一つですね、貧困の対策ということで学生服のリユースを以前、4 年前だったと思うんですが、話をさせていただきました。その時は町ではなく、どなたかがやってくさいという前町長の答弁でしたが、その後どこか自治体でしてないか調べたら、福岡県の古賀市の教育委員会の方でされておりました。よく調べたら 2007 年からされておりました。ここは貧困率が 30% ぐらい、たぶんあったそうです。だからそういうことが早かったのかなと思うんですが、東彼杵町でもできればしていただきたいと思うんですが、先ほども言ってるように NPO の方でしても良いということは聞いているんですね。ただ学生服を保管する場所や、立ち上げるための少しの資金と言いますかね、そういうものをできれば町の方で少し助成をいただけないかということで聞いているんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、今度、東彼杵中学校が新しくなりまして、2、3 年生は制服代、ユニフォーム代その辺は全額補助ということで今回補正予算を取らせていただきましたけれども、リユースの問題もまず制服を販売される民間の会社とも話をし、取扱われるところ、それはそれとして話をしなければいけません。リユースをされる NPO を立ち上げられるのはこちらで検討して、新しい制服を販売される会社というか商店の方もいらっしゃいますし、その辺の均衡も取らなくちゃいけないと思うので、やはり民業も圧迫したらいかなものかと思えますし、リユースというのはお金が要らないようにお下がりをずっと廻すということです。兄弟がいらっしゃるところは、多分そうされていると思いますが、その辺もすぐには即答はできませんが、協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

時間もありませんので次にいきます。所信表明の中の職員の自己研鑽ですね、この自己研鑽の中には研修等などの個人個人の研修、例えば個人の研修ですね、それとか役場全体の研修ですね、そういうものも含まれるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

役場全体も、例えばアカデミーとか自治大学もありますし、その辺も余裕ができましたらどんど

ん私は職員を送り込みたいと思いますし、例えば自分で立山議員みたいに調べて、例えばインターネットですぐに調べられますから、そういうのを自分で自発的にするためには、やはり仕事が山積してたらその余裕が出来ないと思うんです。私はそういう感じで、仕事もできる範囲だけで縮めて、だからイベントを私は縮小したいというのがそこにございまして、自分で自己研鑽するというのは、新聞を見たり、インターネットを見たり、情報を取り入れてする。役場全体でも研修を続ける。そういう形で進めさせていただきたいと思っています。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

1点だけまた質問します。1人、県の方に出向されてる職員がいますね。出向の理由じゃないですけど、研修のための出向ということで聞いております。その研修内容というのはどのようなものでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

研修内容は、県の行政事務、実務研修ですね。町村課に今入っております、町の仕事も県の仕事も経験して帰って来てもらう。能力を、質の向上をあげてもらう。今までもこちらから県の方に研修に出して帰って来ていただいた方もいますが、私が思いますのは、これだけ定数が厳しい状況でございますので、波佐見町は町から出しますけど県からも職員が1人派遣されてます。そういう形の派遣の仕方もございますので、今後はそういうのも考えていかなければならないと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

私達は町の仕事をしたことがありませんので、県と町の実務っていいですか、研修ということで、帰って来られて指導といいますか、その人だけが研鑽をされるのではなく、1年間研修をされるのであれば、戻ってこられて各職員の方への周知といいますか、また、その研修があるのかと思いますか、そういうことはされるんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに立山議員がおっしゃるように、自分だけ研修に行っただけじゃなくてですよ、皆さんに広めていただくためには、帰ってきてから発表とかそういうのもしなくてははいけません、例えば町村課にいきますと、他の町の政策なんかも十分わかるんですね、どういう政策をされているか。そういうのも帰って来て提言もさせていただきますし、そういう力を発揮出来るところに人事も配置しなければいけません。これはちょっと話が飛びますけども、例えば課長が退職の時期が決まっているとしますよね、来年、再来年。そしたら1年前にそういう人材の配置といいますか、課長の心得みたいな、急になっても分かりませんから、私はそういう人事の配置もしたいと思います。研修で来られた方がそういう能力を発揮出来るところに私は人事も配置をさせていただきたいと

思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

2 番は飛ばします。3 番ですね、旧千綿中学校の跡地活用ということで、今町長の答弁では行政側としても考えていることはあるということだったんですけど、地域の皆さんとか地域の保護者の方が、3 月議会でも同僚議員が質問されましたけど、千綿小学校の子ども達、児童を旧千綿中学校にやることはできないのかと根強い相談がっております。その時の答弁が、中学生と小学生の体格等が違うので元々の校舎の造りが違いますよということと言われました。それは分かるんですけど、例えばそこを小学生用に全てではないと思いますけど、一部分改修をした場合の経費と、今の千綿小学校が昭和 45 年に建っています。旧千綿中学校が昭和 55 年ですね。10 年間違うということは 10 年長寿命化ができると思うんですよね。千綿中学校に、もし小学校の子ども達が行けばですね。10 年間分浮くといういい方ははおかしいですけど、起債とか、例えば基金を崩さない 10 年間分の経費と言いますか、それはものすごく違うものでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今私が一番考えてましたのは、千綿小学校にエアコンを設置しましたですよ、もう完成すると思います。先ほど言われたように経費の問題。中学校も例えば 1 年生の体格が違うから階段の段差とか、手洗い場とかトイレとか、改修をしなければいけません、その辺と千綿小学校を大々的に改修をするのか。経費の見比べもしなくてはいけません。エアコンを付けたけど、また中学校に移設して、その辺も相対的に見なければいけませんので、今私は即答はしかねますけども、そういう検討も一部視野に入れて、すぐには回答できませんけども、今後検討して回答を出していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

今の検討の中で、子ども達の 1 日の 3 分の 1 以上は学校にいますので、生活の環境、教育の環境等も入れてご検討をしていただきたいと思えます。

次の農業、漁業についてですけど、漁業の方は後で同僚議員がされますので、農業についてお尋ねします。町長も書いていらっしゃるんですけど、将来福祉部門とかとの連携も考えておられますということなんですけど、多分 2 年くらい前からだと思えますけど、農福連携ということが国の方から出ております。東彼杵町としてそういうことに何か進めていることがあるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

農福連携につきましては、長崎県と県央振興局という組織がございます。この中で長崎県と大村市、諫早市、東彼3町の組織する長崎県央雇用労力支援協議会という組織がございます。この中に農協も組織の一員として加入されております。その中で労働力が不足する農家さんへのアンケート調査の実施並びにそれが必要なところへの農福連携による障害者の皆様方の派遣ということで、参考までに申し上げますと、昨年の実績としてイチゴ農家さん1名がこのマッチング活動を通じて、労力ということで支援を適用されております。

○議長（吉永秀俊君）

2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

分かりました。今後も特に有休農地ですね、荒廃地とかですね、活用とかに必要となると思いますので、進めていっていただきたいと思います。

ちょっと戻ります。職員の自己研鑽等のところですけど、サービスの向上につながるということで書いてあるんですけど、コミュニティー能力といいますか、職員のですね、高めるためにも以前にも確認したんですけど、職員さんの挨拶ですね。以前質問してその後もまだたくさんの方からいろんなことを聞きます。その中でよく聞くのが私達は慣れているから良いんでしょうけど、役場に入った時に黙って見られますと。要するに振り向くだけで黙って見られますと。私達は慣れてますので良いですけど、初めて来た人は睨まれたんじゃないかと思われるそうなんですよ。それで調べてみたら滋賀県の大津市が朝10時まで、新潟県の三条市ってあるんですけど、そこは朝の11時までおはようございますと言いましょと。それ以降はこんにちほでしょね、というのを市役所の方で決めてるそうです。それを文書化して出してるそうです。もちろん内々の話でしょうけどね。そういうことを東彼杵町も思いきってやったらどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

黙って睨むというのは誠に申し訳ございません。普通はおはようございますとか、こんにちほとか言うんですけど。人員に余裕があればですよ、私は総合窓口でも一番前面に、どちらに御用ですかというような体制もとりたいんですが、なかなか人間がなくてですね。ただおっしゃるように朝の11時まではおはようということにするようにですよ、職員の皆さんも少しは挨拶も良くなってこられたんじゃないかなと思っているんですよ。自分の仕事に集中して顔も上げずに見て見ぬ振りをするとかは多分なくて、気付かなかったのかなと思っておりますけど、今日質問がございましたから大津市まではいきませんが、今度各課長会議も通じますけども、朝、立山議員もそこに立っておられるように、私が8時くらいに来て5、6人しかいないんですよ、役場に。もうちょっと遅く来れば良いんでしょうけど、年寄りで遅くまで眠りきれないもので朝早くなっておりまして、今度1回出て戻って私が挨拶をお願いしますと言います。とりあえずその第1歩から進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

町の新たな宅地開発を考えておられるということで、町有地に木造の住宅等を考えられておられるということですが、現在の町有地で、もし造るとした場合は何世帯くらい、何戸と言いますかね、住宅を造られるんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何世帯というのは考えてませんが、今町有地に木造で住宅を、プレカットで耐震もできるようなので考えております。何戸できるかはまだきれいに敷地も測定していませんけども、早急に取り組みさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。これで最後です。

○2 番（立山裕次君）

これで終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上で、2 番議員、立山裕次君の質問を終わります。

次に 3 番議員、口木俊二君の質問を許します。

○3 番（口木俊二君）

先に通告していました新町長の所信表明について 6 項目ほどの質問の予定をしております。

① 基本方針として事務の責任者として副町長の選任を検討すると書いておられますでしたが、今日、この後の会議で副町長選任の議案が上程されておりますが、質問のできる部分をお尋ねしたいと思っております。

② 人口減少が進む中、空き家、空き地、所有者不明の土地への対策も急務であり、そして町外からの移住、定住と併せて町内からの人口流出を穏やかにする対策とありますが、どのように考えておられるのか伺います。

③ 人口維持対策として、町内に居住していただく方に、高速道路使用料金やガソリン代の助成について検討するとありますが、今現在町内での免許取得者まではこの助成を考慮されないのか伺います。

④ 高齢者対策として、屋外での活動を促進するため、運動施設の環境整備を行い、健康長寿日本一を目指したい。そして医療費の削減にもつながると言われていますが、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

⑤ これは、先ほどの同僚議員と重なる質問になりますが、なるべく重複することのないように質問したいと思っております。農林水産業の振興策で水産業について、漁業環境の改善と担い手の確保の課題、地域おこし協力隊で応募がなかった。今後は漁協と協力し人材確保に努めなければならない。人材を確保するため、これまでもあらゆる努力をされてこられました。どのような対策を考えているのかお聞きします。また、健康食品会社と連携による、食品の新たな開発、福祉部門との連携の模索と書いておられますが、その会社とは県内だけの会社を考慮されるの

か、それとも県外県内関係なくされていかれるのかをお聞きいたします。

⑥ 4月におこなわれた町長選挙での公約について何点か質問したいと思っております。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、1点目の副町長の選任でございますが、先ほどおっしゃられたように本日上程をいたしておりますので、ここは省略させていただきます。

それから、人口減少が進むなか、空き家、空き地、所有者不明の土地への対策で件でございますが、まず空き家につきまして、登録件数が63件ほどございまして、実績が62件でございます。空き地につきましては、町が寄附を受けたところが空き地となりますから、今のところ公共空地として利用していきたいと思っております。それから所有者不明の土地でございますが、平成30年11月15日に法律の一部が施行されまして、登記期間が所有権の登記名義人の死亡後、長期間にわたり相続登記がなされていない土地について、亡くなった方の法定手続き人等を探索した上で、職権で長期間相続登記未了である旨等を登記に付し、法定相続人等に登記手続きを直接促す等の不動産登記法の特例が設けられましたので、そういうのを使いまして今後地方公共団体の長にも財産管理人の選任申し立てを付与する民法の特例も設けられましたので、これを利用させていただきたいと思っております。また、この他平成30年11月15日から今後相続登記が放置される恐れのある土地に対応するため、一定の資産価値が高くない土地についての相続登記の登録免許税の免税措置も開始をされております。この法律が社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに向けての法律でございます。そのため地域福利増進事業の実施のための措置でもありますし、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供、その他の特別の措置を講じ、以って国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とするということでこういう対策をとりますので、道路法とか学校教育法、社会教育法により公民館、図書館、駐車場法も適用をされてまいりますので、そこがもし不明な土地でもそういう対策で町が施策を打てるのではないかと考えております。

次に、人口流出を町内から緩やかにするためということでございますが、まず私が選挙のときから申し上げましたように、まず、役場職員の社会人枠は、町内在住者かUターンIターンの方の限定にしたいと考えております。まず、採用をです。次男三男さんもここに残っていただけるためには、まず、働くところがなければなりませんので、そういう感じで進めさせていただきたいと思っております。

それから、人口維持対策として高速道路使用料やガソリンでございますけど、これは今町内の免許証取得者じゃなくて、町外からこっちに住んでいただけるための方策でございます。今、大村とか佐世保に住んでいる方が、長崎、佐賀、佐世保までの通勤範囲で助成をしまして、ここに住んでいただければ新たに固定資産税や住民税が少しは町のプラスになるのではないかと考えています。今、県の職員の課長さん、昨日もお会いしましたが、佐世保から県庁まで高速バスで毎日通勤をされております。これは家庭の事情で佐世保の方ですけど、できれば町内に住んでいただいて、今すぐには企業誘致もできませんので、働くところは他の場所でも、うちに住んでいただくための方策を、何としても少しでもここに住んでいただけないかなと思って、そういう施策を打ちたいと思っております。

次に高齢者対策の屋外での活動促進でございますけど、これは運動施設の環境整備でございますが、今ゲートボール場が港の方にございますが、そこに駐車場要望も出てまいっておりますので、その辺も確保しながら、高齢者の方が表に出て友人の方達と話し体を動かす。そしてゲートボールで考える。これは非常に認知症予防に役立つそうです。だから私は外に出て動いてもらって、医療費が今ものすごく高いもんですから、その辺も人生 100 年の時代ですので、その辺で運動を利用して元気に、足腰が元気ならば転倒防止にもなりますし、転倒して骨折でもしたら寝たきりになると。そういう負の連鎖がございますから、とにかく表に出て話をさせていただく、頭を使う、ゲームをする。そういう感じで進めさせていただきたいと思っております。

漁協の件でございますけれども、農業は先ほど申しましたけれども、漁協も当然そういう形になります。長崎県が実施する時代を担う漁業後継者育成事業というのがありまして、それを活用しながら県と市、町、漁協が連携して就業相談、就業研修、就業支援までサポートしていくつもりでございます。新規事業に不可欠な住宅、漁船、漁具の確保、生活資金の支援、指導者の確保などの条件も整え、どれくらいの所得が得られるのかを明確にし、新しい担い手確保に向けた情報発信を行うことが大切だと思っております。まず考えておりますのは、地域おこし協力隊制度が 3 年間ございますですね。これが 18 万円の 12 月で 216 万円の 3 年で 648 万円。これは 3 年分でございます。それから漁業就業確保育成総合対策事業というのがございます。県と町、これが 2 分の 1 で、県単で 2 年間でございます。これは生活費の 12 万 5000 円の 12 月、プラス 5 万円の 1 年間ですね。155 万円の 2 年間で 310 万円。もう一つ町単でございますが、漁業就業者確保育成総合対策事業ということで 1 年間 6 万 2000 円的生活費で 12 月、74 万 4000 円程度でございますけど、この辺を確保しながら何とか漁業者が対処の取り込みと言いますか、この町に漁業で戻って来てもらえないかなと考えておりますが、なかなか厳しい現実ではございます。

6 番目の選挙での公約につきましては、食品の新たな開発ですね。今お茶と枇杷茶というのを進められておりますので、今まだ公表出来るところではないんですが、もうしばらくしたら大手の会社と連携して販売まで進められるようになっていきますので、今後そういうのも開発していきたいと思っております。詳しいことは、漏れたことは農林水産課長に説明をさせます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

町長に代わり補足説明をいたします。健康食品会社と連携という関連で先ほど町長が申し上げましたけど、今枇杷と本町のそのぎ茶との枇杷茶ですね。健康食品の登録がもうそろそろ取れるみたいな話があつておりまして、予定では 7 月に記者発表がある予定ではございますけれども、正式な通知が来次第、表に向けて発信をしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

1 点目の副町長選任の件ですが、先ほど答えられないとおっしゃいましたけど、上程をしてるから後で話をするとおっしゃいましたが、全然答えてもらえないんですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

答えられないのではなくて、議案に上程をしておりますので、当然議案に載ってます。そこでこの質問が打診をされているのか、これから進められるのかということでしたので、議案として出しております。本日審議をしていただくので、その後名前は公表出来ると思うんですが、まだ議案が上程前でございます、私のはっきりお答えすることができないということです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

分かりました。2 点目の人口減少が進む中、歯止めがかかっておりません。それよりも長崎県の長崎市が全国で 1 番の人口減少率になっております。先日の長崎新聞にも報じられておりましたが、現在町内の人口は、今年の令和元年 5 月 31 日現在、国調の調査だと思いますが、7,895 人。2019 年 1 月 1 日の推計人口は 7,905 人ということで、4 か月で 10 名減少しております。今までは年間に 100 名程度ほど減少をずっと続けておりましたが、ここに来て鈍化しているような感じがいたしておりますが、この減少を町長はどのように考えておられますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

なかなか高齢化もありますし、亡くなられる方もいらっしゃいます。しかしながら移住の方はかなり来ていただいておりますので、何とか緩やかな人口の減少にもっていきたいと。東京都も隣の大村市も人口が減る時代が来ます。これは統計的にそうなりますからね。本当に人口動態調査を調べてみますと 2053 年、後 33 年ですが、日本全体が 1 億人を割るという予測をされているんですよ、人口が。ですから、東彼杵町だけ突出して人口が増えるという訳にはいきません。もっと早く 50 年、もっと以上前から人口対策をとらないとなかなか厳しかったです。しかし、フランスは特殊出生率も上がりましたですね、国の政策で。これは町だけではどうしようもないと思うんです。国が政策を打っていただくような体制になれば、また女性の働く環境とか教育とか大きな問題でございますので、町だけで人口減少を抑えていくのは非常に無理だと思っております。政策は打っていきますけど、全体が沈みます。ですから、私は緩やかな人口の減少にしたいということで方策を打ちたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

今、移住者が町内にも結構来ていただいていると思いますけど、この移住者の中で県内の方の割合、県外から移住して来られた方の割合はどっちが多くなっているんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり県内の方が多いですね。移住者の方だけではありません。プライバシーの問題もございま

して、平成 30 年が社会動態でございますけども、転入が県内が 141 人、県外が 75 人でございます。転入の計が 216 人ですね。転出も県内が 155 人、県外が 128 人で 283 人、67 人転出オーバーです。私が申し上げたいのは、昭和 22 年には東彼杵町は 1 万 3800 人の人口を有してたんですよ。平成 12 年に 1 万人を割ることになりました。ちょうど、高月課長と私が総務課にいる時に、どうしても 1 万人が町のステータスでしたから何としても 1 万人を確保しなければいけないという厳命が出てたんですが、数字上ごまかすわけにはいきませんから、平成 12 年に割ってしまいました。やはり 1 万人というのが町のステータスでしたが、今現在、先ほど口木議員もおっしゃったように 8,000 人を割ってしまいました。今からもそうですけど、転入、転出もそうですけども、町の魅力を発信してなるべく県内は当然ですけど、県外からもお茶の日本一 2 連覇などを打ち出して、自然の魅力、田舎が都会に変わるわけにはいきませんので、田舎の本当の素晴らしさを打ち出して、千綿駅もそうです。昨日長崎に行きましたけども、フランス料理の LE0 とか食事に来たことがあるとか、千綿駅のカレーも食べたことがあるとかとおっしゃっていただけるんですよ、若い人は。そういうのを売りに出して町の田舎の魅力を発信して移住してもらおう。高齢者の方は元気で健康長寿を保っていただく。そういう施策を打ち出させていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

若者も結構流出をしておりますよね。前町長は町内からの若者の流出よりも移住して来られる方を優先して考えておられたような気がしてならないわけですけど。どうやったら町内に居住してる若者がどうやったら流出しないですむのか。大企業が東彼杵町はありませんけど、移住して来られる方も大歓迎なんですけど、いかにして町内から若い人たちを出さないかという対策も考えないといけないと思っておりますけど、そこら辺は町長はどのように考えておられますか

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

やはり若い人が出て行かないためには働くところが必要ですね。しかし、働くところがない。先ほど言いましたように働くところも長崎、佐世保とか佐賀、都会には少しはあると思うんです。ただ一つ私が考えているのは、テレワークと言いまして、今 Wi-Fi も東彼杵町全部セッティングされましたから、ここにおりながら都会に就職しても戻ってきて仕事ができるんですね、田舎でも。そういうのをどんどん進めていきたいと思っております。就職は福岡でも東京でも良いんです。仕事が東彼杵町でできる。そういう感じの施策も打っていかねければなと思っております。テレワーク何とか推進部とかですね。もう一つ私が思うのは、女性の働く場所。コールセンターみたいなのが欲しいなと 1 人で考えているんですよ。女性の方が働いていただければ、旦那さんは遠くても奥さんのところへ来ていただいて通える人が多いと思うんですよ。そういう感じで施策も打っていきたいと思っております。若い人は働くところがあれば残っていただける。私は選挙のときも申しましたように、今いる人も、新しく来る人も大切にしたいという原点がそこでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

今町長が言われるとおりでですね。女性の働く場所が少ない。これは東彼杵町に限らず、隣の町でも一緒だと思うんです。今町長が言われたように、発信力が大切だと思うんですよね。いかにして町内だけじゃなくて町外の方、県外の方、県内の方に発信していくか。これを町長考えておられますが、早速といいますか、まだ町長になられて日が浅いと思いますが、期日は切りませんが、近い将来そういった考えを打ち出して皆さんに周知をされるのかをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私はそういう感じで副町長を置いて、私はできれば営業に廻りたいと思ってるんですよ。そのためにも副町長が事務の責任者ということでここに掲げてますけども、あっちこっち飛び回らせていただいて、できれば企業と繋がりをもって。うちは自然を生かす、それとおまけに水が非常に美味しいとおっしゃっていただけるんですよ、地下水ですからね。この辺も有利にコマーシャルを打ったりしてですね。実はあるホテルの会社ですけど、彼杵の水を冷蔵庫に無償で置いておられるところがございますよね。ホテルのチェーン店なんですけど、まだちょっと発表できないんですが、そこに置いてもいいと。彼杵のお菓子ですかね、道の駅に売っておられるお菓子とか、そのぎ茶最中は大村の方から作って置いておられるんですけど、そういうのも置いて良いとおっしゃっていただいたんですよ、社長さんから。そういうのもどんどんコマーシャルを打って、とにかく田舎を売りに出して、田舎が都会に変わるわけにはいきませんから。前の町長も言われたけど一流の田舎というのを売りに出して、コマーシャルを打つ。できれば千綿駅を中心に開発も広げていきたいし、高齢者の問題もございますもんですから、いろいろ私も打ち出しておりますので、とにかくここに残っていただける方は残っていただいて、帰っていただける方はIターンもUターンも全て受入れるようにするためには、住宅を何としても確保しなくはいけませんので、まずは住宅問題と空き家ですね。空き家はあるんですけど、仏壇があるから貸せないとおっしゃる方がかなり多いんですね。その辺も民間でどうにかできないか。湯布院町なんかは1人専門の職員の方がおられて、結構移住に来られてますもんね。民間の力もお借りして、民間にできることは民間でお願いできないかなと今考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

先ほど空き家が63件で応募が62件あってると。これは応募された方全員が入っておられるわけではないですよ。今現在、何世帯入居されているのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

町長答弁の中で 63 件という数字がでておりますけど、具体的な内容としましては空き家バンクの登録となります。空き家バンクが現在 63 件登録をいたしております、うち 62 件全て契約済みでございます。残り 1 件についても既に交渉中ございまして、間もなく内容が詰まると思います。結果としまして、ほとんど空き家を活用するような物がないという状況ございまして、先ほど町長が言いましたように空き家自体はございますけど、空き家バンクとして使用できるところがございませんので、今後空き家については空き家バンク等への登録をお願いしながら、そういった居住対策も含めて対応を図っていきたいと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

62 件のうちほとんど申請済だということなんですけど、今現在入居されてる方の件数は、全部が全部入居されてる訳じゃないですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

62 件全て現在入居されております。入居済みでございます。参考までに申し上げますと、空き家として現状町内に調査しているのが 108 件空き家がございます。108 件中、今交渉を進めている状況でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

了解しました。先ほど町長が言われました彼杵の水をブランド化することができないか。龍頭泉の水とかはたるの里水とか、そういった感じで彼杵の水を売り出せないのか。今どこでも山麓の美しい水とか、清らかな水とか売り出していますが、そういったことが東彼杵町でできないのか、町長は考えておられないのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういう会社があれば是非お願いしたいのですが、基本的に水道の水が一番美味しいと言っているんです。今水質が水道課に聞きましたところ、大野原演習場の近くでボーリングをしているところがあるんです。その水が最高だそうです。水道の水がここまで美味しいのは他にないと、地下水ですからね。そういうのをまずは加工してホテルの社長さんと協議をしなければなりませんけど、向こうで作っていただけるのか、こっちが加工して売り出すのか。その辺も協議をして、

できるところと提携をして、少しでも全国までいきませんが、ホテルの会社もチェーン店なんですね、徐々に広げていきたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

今 2、3 年前から東京でも東京の水ということで売り出していますよね。多分皆さんご存知かと思いますが、もし彼杵の水に協力企業があったら前向きに検討をしていただきたいと思います。

次に人口維持対策として、高速料金やガソリン代の助成をしたいと。町外から居住してこられる方を対象にしていると言われましたけども、どれくらいの助成の割合か。後ずっと町外から来られた方に助成をしながら、町内の方がひよっとしたら、あの人達ばかりということにならないかなと思ったものですから、そこら辺までは今考えておられないのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町内の方が今どれだけ高速とか利用して通勤をされているか分かりませんが、ただ補助とか何とか適用する時には、適用したところでどうしても境目が出てくるのは止むを得ないかと思います。ずっと昔まで遡ってするわけにはいきませんが、法律というのは。その境目は慎重にしなければいけません。私が考えてましたのは、今現在町内が、果たして佐賀とか高速を使って通勤されている方がどのくらいいるのか調査をしてみないとまだ分かりませんが、もし数がそう多くなければ考えていかないといけない。これを打ち出したのは東京なんか大宮からも新幹線で通勤されてるんですね。だから、東彼杵町に住んでもらうためには何らかの施策を打ちたいと思って、こういう施策をもってきました。高速道路料金もどのくらいなるか、ETC 自体の補助もございますからですね。その辺と勘案しながらガソリン代も現物支給をするのか。請求書でもらうのか今後検討していきませんが、こういう施策も打たないとここに働く場所がないから住めない。そうなれば残念ですので、ここに住んでいただくための施策です。まだ就任して間もないのですぐにはできておりませんが、今後検討して発表させていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

なかなか線引きが難しいと思いますけれども、県外、佐賀県、福岡県に仕事で通っておられる方はそうそう多くはないと思いますけど、そこら辺も勘案しながら町外から来た方だけでなく、先ほど町長が申しましたように町内の方、佐賀県とかある程度何十キロか距離数も関係してくると思いますけど、両方が納得のいくような出し方をさせていただければなと思います。

次に 4 点目でございますけども、高齢者の対策として、屋外での活動を促進するため運動施設的环境整備とありますけども、屋外で使えるような運動施設を考えておられるのか。室内でしながら屋外に行って体だけの運動をされるのかお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今ここに私が記載しておりますのは、ゲートボール場を想定をいたしておりまして、ゲートボール場に車で来られる高齢者の方の駐車場がないということで整備をさせていただきたいと思えます。屋内の体操とか何とかもあります、今回私が挙げておりますのは、港にあるゲートボール場の駐車場の要望もありますので、そこで整備をさせていただきたいということです。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

ゲートボール場を潰してということですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そこら辺はですね、ゲートボールをされる方と協議をしなければいけません。どこら辺が適当なのかですね。今ここで、私がそこにするとか、あそこにするとか発言できませんけど、今後ゲートボールをされる方と協議をさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

2 年程前に地域の方からお話を伺いまして、ゲートボールをするのに駐車場が足りないと話をつたったものですから、前町長に1 回尋ねたことがあるんですね。一般質問ではなくて、町長室に行ってお話を1 回伺ったんですけども、今は考えていないと。ゲートボールをするところだから駐車場が横にあるじゃないかと言われて、整備する考えは全くないと言われてまして、私も諦めたところなんですけど、近くに駐車場を設けるといのは考えておられるんですね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

元町長が考えていないとおっしゃったのも元町長の考えですから、私は私の考えで実施をさせていただきたい。近くになるかどうか、ゲートボールをされる方と協議をしながらですね、実施をしていきたいと。ただこれは議会の皆さんのご承認をいただかないといけませんので、これは当然議案として出すか、予算の中で整備をさせていただくか、いずれにしても今まで議会の経験もごございますから、議員の皆さんにすべてご相談ご報告はさせていただきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

なかなかあそこは駐車場が確保できないような場所と思うんですよね。グラウンドは広くありますけど、そこに駐車場をもつてくるとしても、他の施設で使えないような感じになりますので。ちょっと伺いますけど、分かる範囲で結構ですけど、今ゲートボールをされてる方、あそこを使用してますね、大体何名くらい年間どれくらい使用されてるのか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

何名か私も把握してません。今度ゲートボールの大会に呼ばれてまして挨拶にも行くようになっておりますので、結構数多いチームが参加される予定でございますので、正確な人数は把握しておりません。お許しいただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

次に移ります。5点目なんですけど、農林水産業の振興策で水産業について、漁業環境の改善と担い手の確保。地域おこし協力隊で前回されたと思うんですけど応募がなかったということで、今後は漁協と協力し人材確保に努めたいということをおっしゃっておりますけど、若手が今から大村湾で漁業を専門にやっていくのは至難の業だと思うんですね。魚の量も種類も限られてますし、その中で今までも1人若手後継者がおられますけど、なかなか厳しいような話を聞いております。今後、若手を育てていくためにはどのような対策を町長は考えておられるのかお聞きします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

非常に厳しい状況は間違いないですね。28年から長崎県内の新規漁業就業者が全体で175人いらっしゃいまして、うち大村湾海区はゼロですね、新規就業者が。平成29年は大村湾海区で4人いらっしゃいました。大村市漁協が3名、大村湾漁協が1名。平成30年は、またゼロですね、新規就業者が。なぜかという収入が見込めない。今のところ多分東彼杵町地区も金額が一気に上がるのが、ナマコが主体じゃないかなと思います。なかなか至難の業でございますが、漁業も潰すわけにはいかない。ただ貧酸素とか閉鎖性の大村湾でございますから難しい。これは私も考えておりますが、なかなか良い答えが出ません。具体的には農林水産課長の方から現状と説明をさせます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

今、町長が申し上げましたとおり若手の漁業就業者、非常に県内少ない状況であります。県のデータなんですけども、長崎県の漁業の平均所得が133万円ということでございました。これは平均ですから、分母が恐らく、どのような漁業形態も入っているかと思っておりますけど。このことについては貧酸素水塊とあって、特に夏場については漁獲量が減ってくるということで、一昨年からは貧酸素水塊対策ということで、大村湾の合併しましたので7漁協、尚かつ沿岸自治体組んで海底耕うんを実施しております。これが端的にすぐ効果が現れるかというのははっきり言って分かりません。実際、魚を獲ってどのくらい漁獲高があるかというのを見てみないと分かりません。同時に高齢化も進行しておりますので、ここについては先ほど地域おこし協力隊とかですね、地域おこし協力隊制度の3年間、更に県の資金を使った2年間の就労支援、尚かつプラス町単独、そういった生活の保

障をある程度確保した上で漁業改善を同時変更で進行させながら経営を学んでいただく。その中で本当に漁業をやっているのかというのをシュミレーションしながらやっていると難しいかなという現況です。町長も申し上げましたとおり、大村湾漁協の方で付加価値が高い水産加工施設等を設備して、漁協に確認いたしましたところ、道の駅あたりに販売取扱量の約85%が道の駅に出してということでした。昨年のナマコ、12月から1月までの漁獲高も550万円程度でありました。約3,000キロで550万円程度でありました。1番収入源になるのが、ナマコの漁獲量をもっと上げることかなということで、栽培水産業あたりをもうちょっと力を入れるとか、そういったことで漁場改善と新規就業者同時並行でする必要があるのかなと考えております。

○議長（吉永秀俊君）

3番議員、口木俊二君。

○3番（口木俊二君）

第3期大村湾環境保全ということで、昨年10月に川棚で講習会がありまして参加をしましたが、その中で資料を見てみますとですね、川棚、彼杵、早岐あたりはCODですかね、水質のことなんだと思いますけど、案外改善をされてるんですよ。長崎空港から向こうの方、時津、諫早、長与、あそこら辺はだいたい平均が2.0ということで、大村から先の方は本当の閉鎖線になって、2.3とか2.4とか2.5とか書いてあります。今年1月11日に里漁港の方かな、県の方に指導センターに行かれて、今年異常に藻が発生しましたよね。県央水産業復旧指導センターという所が話があったということで調べられておりますけど、その中で川棚と大音琴と口木田と里、大村市新城の5地点で調査をしたということですけど、良好な感じで推移しているということで、緑になって50cm下は全然見えないような状態でしたが、1月の時点では。私も現地に行って確認しましたが、その中で私も復旧指導センターに行きまして、何でこうなるんだろうかとお話を伺いました。大村湾だけでなく佐世保湾でも伊万里湾でもなってるんだ、全体的に大きな湾でもなっているんだというお話を伺いました。それは悪い動物性プランクトンじゃなくて植物性プランクトンで魚類には影響しないということで、非常に地元の方が心配されておりました。これは死活問題ばい、食うていかれんばいと言われてましたので、私も早速県の方と指導センターに行って話を伺いましたら、このプランクトンは悪性ではなくて、植物性プランクトンといって貝とか魚とかには全く問題ないということで地元の浦漁港の方には説明はいたしましたけど、多分これは農林水産課の方にも話はきてると思うんですよ。地元の方には説明されましたか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

1月の日付は今手元に持っておりませんが、こちらに電話がありまして、早速漁協と漁協を通じて県の方に連絡してもらって、長崎の復旧センターから来てもらいました。先ほどおっしゃいましたように音琴漁港、千綿、里、川棚まで行きました、大村までも行きました。状況というのはど

こか沿岸で工事か何かしてないのかというのが、眼鏡でみても海底が見えないと、ナマコが獲れないということで電話がありました。実際見に行くと確かにぼやけて見えないような状況で、復旧センターの方から来てもらって、海岸真近と中央部分まで行ってもらって水質を検査してもらったところ、確かに後日プランクトンの異常発生だと。恐らく温暖化が要因なんだろうけども、主因はよく分からないということでございました。そのことについては電話があった方にも報告をして、漁協にも当然伝えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

やはり一番大事なのは地元の関係者の方が、先ほども言いましたけれども、全然ナマコも獲れない、貝も死んでいると言われましたけれども、悪いあれじゃなくて多分見えないから死骸を獲られたのじゃないかなと。そこら辺のことをはっきりと漁業者の方に説明をしていただければ、私にまで話が来なかったのかなと思っておりますので、今後ご検討の程をよろしく願います。

次に、健康食品関連会社ということで連携、新商品の開発ということで、先ほどからお茶、枇杷茶を言われておりましたけど、町長はごぼうも言われてましたよね。お茶、緑黄色野菜、ごぼう、しいたけ等新たな開発と言っておられましたけど、こういったものも農業者と協力をしながら推し進められていかれるわけですかね。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が掲げておりました、ごぼう、しいたけ等の健康食品。これもそういう研究機関も一緒に併せて呼びたいと考えておまして、まだ発表出来ないんですが、今空いているところがございましたもんですから模索をしておりましたところ、今の段階では発表まで至っておりません。お茶、緑黄色野菜も重ねて一緒に研究開発をしていきたいと。特に今後抹茶の出来上がってまいりまして、この前報告をいただきましたけれども、抹茶も海外の輸出も考えておられますので、そういうのも連携もしたいし、いろんな展開を考えていきたいと思って、ここに私の公約として掲げております。そういうことで進めていきたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

3 番議員、口木俊二君。

○3 番（口木俊二君）

最後になりますけど6 点目です。公約とだけしか書いておりません。あなたの勇気で変わる未来ということで、選挙公約で町長は挙げておられましたけど、1 点だけ、原子力防災の補助金を活用し、道の駅に温浴施設を検討と書いておられますよね。これは重点道の駅になっておりますけど、これは推し進めていかれるのかどうかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、玄海原発がございまして、事故があった時に松浦からうちが避難地になっている

んですよ。除染とか訓練もされますからね。そういうのが補助があるみたいで、ですから重点道の駅になっても国とも協議もしなくてははいけませんけども、できれば集客するために何らか手を打って、今多分100万人ちょっと来ていただいているんですよ。町の中心は道の駅、もうこれしかないとも思っておりますし、せつかく補助事業があればですよ、活用させていただかせて、こういうのができないかどうか、今後お願いに行かなくてははいけません。私が直接出向いて補助事業の獲得も進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で3番議員、口木俊二君の質問を終わります。ここで暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後15時05分）

再開（午後15時15分）

○議長（吉永秀俊君）

時間の前ですけど皆さんお揃いのようなので、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に1番議員、林田二三君の質問を許します。

○1番（林田二三君）

こんにちは、林田二三、新人です。このたび議員として選んでいただいて、まだ間もない私が議員として十分な知識もないままこの場に登壇させていただき、質問させていただくこと、ありがとうございます。今回のこの質問は本町にとって極めて急務だと常日頃から感じておりましたので、全くの素人ですが質問させていただきます。質問の仕方など聞きづらい、又は答えづらい箇所もあるかもしれませんが、新人のチャレンジを見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

公営住宅の現状と課題について。東彼杵町への移住を検討されている方を対象に様々な定住支援事業を行っていますが、そのほとんどが町に住むことを決めて、住所をおいてから使う支援ばかりです。私も2年前に東彼杵町へ移住する時、家探しに何度も通い苦労して、探しているうちに町民の方々と顔見知りになり、協力していただき定住することができました。

今年4月に東彼杵町へ新しい小学校（ながさき子どもの村小学校）ができ、入学のために家族ごと移住してこられる方が多かったです。でもそのタイミングで、現時点で活用できる空き家が不足しており、東彼杵町に移住を受け入れられる体制が整っていなかったように見受けられます。子どもの村小学校に入学したご家庭で、今現在もこの町に住みたいと空き家を探されている方もいらっしゃいます。役場窓口で親身に対応してもらっているという声も聞きますが、まずは公営住宅の利用条件を緩和し、公営住宅を利用していただき、安住の場を持ちながら生活を立てていただくことで、他市町村への移住の検討も防げるではないでしょうか。身内も知人もいない移住者にとって、公営住宅の入居条件、連帯保証人は原則親族2名など、その他においてもハードルが高く、またその審査にも時間がかかるなどの声も上がっております。

今後、子どもの村小学校の入学生徒数もこの夏ですが、増えることはわかっているもので、急速な対応で入居条件の改正をお願いしたい。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

林田議員の質問に回答いたします。まず住宅の説明から入らせていただきたいと思います。東彼杵町が管理する住宅にはいろいろございます。まず町営住宅というものは、公営住宅で蔵本のA、B団地、千綿、下川、駄地、白井川、彼杵ステーションハイツというのが駅の近くにあります。これが公営住宅でございます。それと特定公共賃貸住宅というのが新白井川にあります。これは月収が決まっております、15万8000円以上月の収入がある方でございます。地域活性化住宅というセントラルハイツというのがございます。入居者の資格で今ご質問でございますけど、これが町の住宅管理条例がございまして、公営住宅が住宅困窮者を対象とした住宅であり、住宅使用料も収入に応じて設定されるため、入居条件の改正は今のところ考えていません。特定公共賃貸住宅につきましても管理条例でございまして、相応の所得があり、税等の滞納がなく暴力団関係者でなければ入居可能であるので、条件の改正の必要はないと考えております。もう1点地域活性化住宅でございますが、これは住宅に入居するのに必要最低限の条件であると考えられ、厳しい条件とは思われないため、条件の改正の必要はないと思います。これは、地域活性化住宅は企業とかに勤めておられる方の住居になっているのでそういうことで考えております。ただ、林田議員の連帯保証人についての質問につきましては非常に厳しい条件でございましたので、公営、特公賃については6月6日付けで東彼杵町営住宅管理条例の施行規則第4条を改正し、町内在住の親族2人の要件を廃止をいたします。もう既に廃止をいたしました。改正以前もしかしながら、ただし町長が特に認める者の場合はこの限りではないというのを運用もできたかなと思っております。最低でも町内在住の方が1人お願いしていたということでございます。地域活性化住宅でございますが、原則として1名は町内に居住する者、又は町内に勤務する者とする。ただし町長が特に認める場合はこの限りではないとしていますので、規則の運用で今後は町内にこだわらないようにしていきたいと思っております。非常に今皆さん方、町外から来られた方にご迷惑をお掛けしたことに今反省をいたしているところでございます。審査時間につきましては、公募の場合は公募期間を1か月間設けておりますので、希望者が複数の場合は入居者選定委員会を経てから入居予定者が決定し、その後入居予定者の方が暴力団関係者ではないかどうかの警察署への紹介が2週間程度かかります。その後正式に決定いたしますので少し長く感じられているのかも分かりません。ただし、公募期間中に応募がない場合は随時募集となりますが、その時は申し込み順となり必要書類さえ揃っていれば警察への照会の2週間程度で決定をさせて頂いております。

東彼杵子どもの村小学校についてでございますが、今子どもの村小学校に入校するので移住したいと申し込みをされたのは1件のみで、その方は特定公共賃貸住宅へ入居をされております。私立小学校への入校希望なので、特定公共賃貸住宅、若しくは地域活性化住宅への入居希望になるかと思われませんが、入居者の資格要件については特段厳しいとは考えておりません。連帯保証人の規則を改正したので今のままで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

いろいろとお答えいただきありがとうございます。たくさん聞こうかなと思ったことをいろ

いる答えていただいたので省かせていただきます。最後にこれは私の提案ですが、基本、移住予定者が東彼杵を移住先と検討した場合、建設課ではなくまちづくり課や東彼杵役場の窓口である町民課を訪れるかと思えます。現在、移住を検討されている方などに用意してあるのが、お試し住宅大迫の宿の1か所のみです。気軽に滞在し東彼杵の生活環境を確認していただくという意味でも、大迫の宿以外に、例えばもし空いていれば公営住宅などある一定の期間のお試し住宅として利用していただくというのはどうだろうかと思案させていただきます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町営住宅をお試し住宅にするのは規則等も、管理条例等もございますので、不可能でございますが、今後本当にここに住みたいとおっしゃる方には、2、3日でもどこか民泊でもという方法も考えていかなければいけないかなと思えます。せっかく東彼杵町に来ていただく方が今のところ、きのくにの家族の方も住宅がなくてよその地域に住んでおられるということなんで、先般、理事長と校長先生がお見えになって何としても住宅が要るとおっしゃったものですから、ここは町としても早急に対応しなくちゃいけないと思えます。音琴地区もそうです、千綿地区もそうです、彼杵もそうです。できる範囲で早目早目の対応を打っていきたいと思っています。これも議会の皆さんの承認が必要なんです、本当に住宅が今必要だと、せっかく来ていただくのになんかというのは林田議員おっしゃったように本当にご迷惑をお掛けしてると思っております。2、3日、1週間民泊ができるところが、中尾地区には農家民泊というのをやっておられます。グリーンティリズムということでやっておられますので、空いていれば紹介して、ちょっとでもできないかなと検討もしていきたいと思えますので、よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

先ほども民泊ですかね、そちらの方も利用していただけるように案内もできるとおっしゃったんですけど、どどどっと重なったりとかということも今まであったみたいですね。先ほども言っていただいたように、早急に一時的に滞在できる場所があればいいかなと思えます。子どもの村小学校に限らず、この町に住みたいという方は結構いらっしゃると思うので、そういった方も同様、対応していただけたらありがたいと思えます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

空き家が今ございますですよ。ずっと継続して貸していただくのは無理とおっしゃってもですよ、1週間とか、その程度ならどうなるのか。この辺も交渉させていただいてお試し住宅の代わりにちょっとだけ住まわせていただけないか、町としても今後考えていきますので、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（吉永秀俊君）

1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

いろいろ対応をしていただきありがとうございます。よろしくお願ひいたします。これで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

以上で1番議員、林田二三君の質問を終わります。

日程第3 議案第34号 東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第4 議案第37号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第5 議案第38号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（吉永秀俊君）

それでは、日程第3、議案第34号東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について、日程第4、議案第37号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第38号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、浪瀬真吾君。

○総務厚生常任委員長（浪瀬真吾君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第34号 東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定について

2 審査年月日

令和元年6月12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6月12日、総務課長、税財政課長、農林水産課長の出席を求め委員会を行いました。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備及びその促進に関する経費の財源を、基金として適切に管理するため本条例が制定されるもので、設置及び目的等必要な事項7条からなっている。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第37号 令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号）

2 審査年月日

令和元年6月12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6月12日、各関係課長・財政係長及び次長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4043万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2543万5000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では総務費に町営バス購入費等1890万4000円、民生費に介護保険事業特別会計繰出金等1629万9000円、衛生費に浄化槽設置整備事業補助金等912万6000円、農林水産業費に婦人の家解体工事費等1868万5000円、土木費に公共下水道事業特別会計繰出金等1187万7000円、消防費に防火水槽設置工事等1688万5000円、教育費に中学校部活動ユニフォーム購入費等4781万2000円が計上されている。

歳入では、特定財源の国庫支出金等1733万3000円、基金繰入金5424万円、町債1370万円、一般財源の地方譲与税294万3000円、繰越金4810万4000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事請負については地域住民とよく協議した上で着手してほしいとの意見がありました。

#### 1 付託された事件

議案第38号 令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

#### 2 審査年月日

令和元年6月12日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、6月12日、総務課長、税財政課長、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2051万9000円とするものである。

今回の補正予算は、歳出で、総務費に介護保険制度改正によるシステム改修のため51万9000円が計上されている。

歳入では、国庫支出金25万9000円、一般会計繰入金26万円が計上されている。また、介護保険料軽減幅拡大による介護保険料の徴収額減少及び国庫・県各支出金の増加見込みにより介護保険料264万9000円を減額し、一般会計繰入金264万9000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 34 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号東彼杵町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 37 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号令和元年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 38 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号令和元年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 39 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 39 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、口木俊二君。

○産業建設文教常任委員長（口木俊二君）

報告の前に一部訂正、文言の追加をお願いします。最後の行から 2 段目、「可決すべき」のあとに「もの」と追加をお願いします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 39 号 令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

令和元年 6 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された議案について、6 月 12 日、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 845 万 9000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 5315 万 9000 円とする。

今回の補正予算は、歳出について処理場の中央監視システム取替に伴う運営費の工事請負費 845 万 9000 円を追加した。その中で、本会議での説明では PC だけの取替えということで説明がなされたが、委員から PC だけでは請負費が高いのではないかとの質問があり担当課長から詳しい説明がありました。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 39 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号令和元年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 42 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 7、議案第 42 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案の理由を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

現下の町財政状況等を踏まえ町施策の一環として、町長及び副町長の給料及び期末手当を減額し

たいために上程をするものでございます。以下詳細についてはここに記載のとおりであります、省略いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

この議案につきましては本日提出されまして、今日始めて20%減額を知りました。私はこれを見まして非常に迷いました。と言いますのは、前町長の時の給与半額につきましては、私を含めて3名の議員が反対しました。その主な理由というのが、資本主義社会は頑張った人が報われる社会なんだよと。それによって経済も発展するんだという2点が主な理由だったと思います。しかしながら、議員の大多数が賛成した。そしてまた、町民の方もそれに期待している声もあったということで今回迷ったんですが、20%という枠がどういうことなのか。前町長の施策を踏襲されたわけではないと思いますが、20%の根拠と申しますか、例えばいろんな意見がありまして、課長職のトップあたりの給料より高いか低いかという疑問の声もありましたけど、そこら辺の20%の根拠はどこにありますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

根拠としまして、議員さん達も10%削減されております。私が20%と言いましたのは、特別職だから職員よりも下げるわけにはいかないと、そこら辺が線に入りました。最初考えましたのは、私も前町長に質疑をしたことがあります、特別報酬審議会でも開いて、本来なら高ければ高いほど妥当な額を出すべきじゃないかと考えましたけども、時間がないのでこういう形になりました。もうひとつ、なぜ50%にしなかったかと言いますと、町外に出るときは私の給与の中から交際費を使わせていただきたいと。これは機密費みたいな機微なことに使わないといけませんので、町内は公職選挙法がありますから自分のお金は使えません。町外に交渉とかお土産を持っていくのは私の給料の中から出させていただきたい。税金も納めなくてはなりません。もっと減らして良いのですが、年金が追加されます。税金を納めながら、私の心情として今回お願いをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

そう言いますと、減額しなくてもそのままでもいいんじゃないですか。例えば、町外に行くときには自分のお金を使うと。交際費は使わないという思いがあるなら、私は満額でもいいんじゃないかという気がします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのために私は議会にまずお願いして、ここで50%だ、60%だと言うのではなくて、私は議員出

身でありますから、皆さんに先に協議をしていただいて、ここでそのまますんなり認めていただけないかなと思って正副議長さんをお願いして先に相談したわけですので、そういう形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

先にお願ひしてと今言われましたが、私は今日初めて聞きました。前に正副議長呼ばれて説明された旨の話は何かの中で聞いてきましたが、具体的な話は全くありません。はっきり言って私は今日知ったから迷っていると言ったんです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ありません。私はこういう問題は先に皆さんと相談させていただきたいと前もって話をしてたものですから考え違いをしておりました。申し訳ございません。

○議長（吉永秀俊君）

4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

先ほどの町長の答弁の中で、町外に行く場合には自分の給与の中から交際費を使うという発言がありました。その件については町長交際費の中から使うべきであって自分の給与の中から使う必要はない。個人的なプライバシーの問題は個人の財布の中から出すのが当然だと思いますが、町を代表していく時は町費の中から歳出するのが基本じゃないかなと思います。前町長は公約で50%カットを打ち出されて実際に上程されましたので、それで投票された方もおられるのではないかなと思ひまして私はその時は賛成したわけですが、今回は公約もされていないし、実際にもっと頑張っでやっで、先ほど同僚議員も言ひましたように対価を受け取るべきで、今後新しい立候補者とかに影響してくると思ひますが、そういった件については考慮されなかつたのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私も確かに公約をしたわけではありませぬ。選挙の前に約束をした訳ではなく、こういうものは当選した後に出すべきだと思ひておりました。財政も厳しい時に少しでも自分でお金を出して教育とか子育てに廻したいという私の考えですから、何とかご了承いただければと思ひておりました。今後立候補される人には私も配慮したいと思ひますが、これは個々それぞれ前職の方の考え、私の考えですから、後は議員の皆様の考えで全て議案は承認議決していただくことですのでよろしくお願ひします。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はありませぬか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 42 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

今回の議案に対しては、先ほどから言いますように、町長としての職務についてはこれを減額する必要はなく、逆に 20%カットよりも 120%の仕事をして欲しいと。20%上乘せした仕事をするという想いで給与を受け取ってやっていただかないと、先ほどから言われているように他の職員さんも町長はカットしておられるということで、上級職の給与をもらわれている方は管理職手当等も合わせるとどうなのかなと感じられるわけですので、これは素直に受け取っていただいて、先ほどから言われるように、町の代表としていかれる時には町費で交際費等もしていくべきだと思いますし、この案件については条例どおりにもらっていただくということで私は反対します。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論はありませんか。

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議会議員も平成 27 年から 10%削減をしています。そういう状況の中で町長はノーカットという訳にはなかなか難しいのかなと。町長も自分の想いで、わずかばかりでしょうけども給料をカットして町民のために使いたいという想い。後に続く人にとってはどうかなと思いがかりました。次に若い 50 歳くらいの方が町長になった時に、果たしてカットできるのかという思いはありますが、町長も 65 歳以上になって、共済年金をもらっておられると思います。そういう状況の中で 10%、20%カット有りかなと。議員も 10%カットしておりますので、20%カットするという町長の想い、受け止めたいと思って賛成いたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対の方の討論を認めます。

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

先ほども申しましたように実は随分悩みました。町長の今のお答えになったことを勘案しまして、想いというものは確かに伝わってきました。この前提にあるものは善なる行為だろうという受け止め方はしていますけれども、私としては先ほど述べましたように、自分の基本理念をここで崩すわけにはいかないの、迷った挙句、反対といたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論はありませんか。

ないですか。この案件に対しましては疑義がありますので、この表決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

ただいまの起立者の数が5名です。したがって、可否同数となりますので、地方自治法第116条第1項の規定により議長が裁決をいたします。本案について、議長は可決と裁決いたします。したがって、議案第42号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は可決されました。

## 日程第8 議案第43号 東彼杵町副町長の選任について

### ○議長（吉永秀俊君）

次に日程第8、議案第43号東彼杵町副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

それでは副町長選任について、皆さんの同意を求めるために提出をいたしました。今まで副町長が4年間不在でございましたのは、これは法律違反も兼ねておりましたので、私はすぐ選任をいたしたいと思って、ここに書いておりますように、住所、東彼杵町蔵本郷1759番地10、氏名、三根貞彦、生年月日、昭和33年8月10日生まれでございます。副町長を選任するために本案を提出しております。三根さんにつきましては、昭和53年4月1日に本町役場職員として採用されまして、平成23年7月1日から産業振興課長、平成24年7月1日から税務課長、平成28年7月1日から財政管財課長を歴任され、平成31年3月31日定年退職をされています。非常に事務能力も素晴らしく優秀な方でありますので、私の片腕としてご協力をいただきたいと思いますようお願いをしている訳でございますので、何卒よろしくご決定をいただきますようお願いいたします。

### ○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は10名です。次に立会い人を指名します。会議規則第31条第2項の規定

によって、立会人に3番、口木俊二君、4番、浪瀬真吾君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

配布漏れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（吉永秀俊君）

投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（有川寿史君）

それでは、読み上げます。

1番、林田二三議員。2番、立山裕次議員。3番、口木俊二議員。4番、浪瀬真吾議員。5番、大石俊郎議員。6番、尾上庄次郎議員。7番、後城一雄議員。8番、浦富男議員。9番、橋村孝彦議員。10番、森敏則議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○議長（吉永秀俊君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。これから開票を行います。3番、口木俊二君、4番、浪瀬真吾君、開票の立会いをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票。有効投票のうち賛成10票、反対0票。以上のとおり、賛成が多数です。したがって、議案第43号東彼杵町副町長の選任については、同意することに決定しました。議場の出入口を開けます。

## 日程第9 発議第7号 議会改革特別委員会設置に関する決議

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第9、発議第7号議会改革特別委員会設置に関する決議を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

（局長 朗読）

○議長（吉永秀俊君）

本案について、提出者の説明を求めます。

大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

本町議会が「町民に開かれた議会」「町民に身近な議会」を実現するには、これまで以上に、議員自らの資質向上と住民参加型の議会を目指さなければならないと思われる。そのためには全議員が一団となった議会改革が必要であり、その議会改革に向けた検討項目や取り組みの調査を行うため、以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発議第7号議会改革特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

ここで名簿配布のため、暫時休憩いたします。

暫時休憩（午後04時06分）

再開（午後04時08分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この後休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。

**暫時休憩（午後 04 時 09 分）**

**再 開（午後 04 時 17 分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

議会改革特別委員会の委員長に 7 番議員、後城一雄君、副委員長に 9 番議員、橋村孝彦君に決定いたしました。

#### **日程第 10 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件**

**○議長（吉永秀俊君）**

次に日程第 10、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。各常任委員長から所管事務のうち会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉永秀俊君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで議案配布のため暫時休憩します。

**暫時休憩（午後 04 時 18 分）**

**再 開（午後 04 時 20 分）**

**○議長（吉永秀俊君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議会改革特別委員長から特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を追加日程第 1 とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

それでは、追加日程第1、特別委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。議会改革特別委員長から所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 日程第11 議員派遣の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第127条の規定によりお手元に配布しました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第2回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午後16時22分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾